

# 大阪市公会堂（現・大阪市中央公会堂）の 指名懸賞競技図案原図について

酒井 一光

## はじめに

大阪市公会堂（現・大阪市中央公会堂）〔写真1〕は、明治44年（1911）大阪株式取引所所属仲買人岩本榮之助の寄付により建設が決まり、翌年財団法人公会堂建設事務所の主催により新築設計案を選ぶための指名懸賞競技が実施された。この指名懸賞競技は、過去に行われた台湾総督府庁舎設計競技などを改良し、競技規程を定めたものであった。

実施された大阪市公会堂の設計競技図案については、『大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案』（以下、『公会堂応募図案』と記す）〔写真2〕が刊行され、それによって競技の概要や応募案を知ることが出来る。現在、大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技図案原図（大阪市蔵、以下、原図と記す）が現存するが、『公会堂応募図案』に掲載されたものすべてが現存するわけではない。また、『公会堂応募図案』に掲載された図面は原図のレイアウトを尊重したものではなく、各応募図案を同一条件で比較できるように意図して編纂されたものである。

本稿では、第1章で大阪市公会堂とその指名懸賞競技について先行研究などをもとに検討し、第2章では現存する原図を紹介するとともに、『公会堂応募図案』との比較を行い、辰野金吾による当初の指名懸賞競技の概評に触れながら、原図から読みとれる内容について検討を加える。

## 第1章 大阪市公会堂と応募図案原図の概要

ここでは、大阪市公会堂の建築とその指名懸賞競技の概要、および指名懸賞競技に対するこれまでの評価について、主として先行研究をもとに検討する。

### 第1節 大阪市公会堂について

大正7年（1918）に竣工したた公会堂については、既に報告書や年史などがある<sup>1)</sup>。〔表1〕に建



〔写真1〕 竣工当時の大阪市公会堂  
原写真：大阪歴史博物館蔵



〔写真2〕 『大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案』（公会堂建設事務所、大正2年）  
大阪市蔵 26.5×37.6×4.8cm

[表1] 大阪市公会堂建築概要

	竣工当時	保存・再生工事
所在地	大阪市北区中之島1丁目1番27号	
様式	復興式中準パラディアン式	
起工	大正2年(1913)6月28日	平成11年(1999)3月16日
竣工	大正7年(1918)10月31日	平成14年(2002)9月30日
設計者	岡田信一郎(原案) 財団法人公会堂建設事務所(実施設計)	大阪市住宅局営繕部、坂倉・平田・青山・新日設設計共同 企業体、設計統括: 太田隆信
施工	直営	清水・西松・大鉄特定建設工事共同企業体
工費	112万円余	10,951,109,000円
階数	地下1階地上3階建	地下2階地上3階
構造	補強式鉄骨煉瓦造(屋根鉄骨造)	補強式鉄骨煉瓦造(屋根鉄骨造)、基礎免震増築部: 鉄筋 コンクリート造
延床面積	8,425.04㎡	9,886.56㎡

[表2] 大阪市公会堂 建築、運営、保存・再生関係年表

和 暦	西 暦	で き こ と
明治44年	1911	4月12日、岩本榮之助、大阪市に対し公会堂の建設資金の寄付を申し出る。
		8月4日、財団法人公会堂建設事務所認可。
明治45年	1912	4月23日、懸賞競技参加者宛に競技規程を発送。
大正元年		10月31日、懸賞競技設計応募締切。
大正2年	1913	11月27日、岡田信一郎案が第1等最優秀案に決定。
		3月1日、建築設計承認願、肝付兼行市長に提出。
		3月9日、地鎮祭。
大正3年	1914	6月28日、工事着手。
		8月、鉄骨組立工事着手。
大正4年	1915	10月8日、鉄骨組立て完了し定礎式。
大正5年	1916	10月27日、寄付者・岩本榮之助逝去。
大正7年	1918	10月31日、工事完工。
		11月17日、落成奉告祭。
大正12年	1923	南西階段室吹抜けにエレベータ増設。
昭和8年	1933	南東階段室吹抜けにエレベータ増設。
昭和12年	1937	大改修工事により、表玄関に車寄せと庇の設置、冷房装置の設置、昇降機及び拡声器の改造、大集会室の改修、舞台装置の改造などを実施。
昭和19年	1944	この頃、ミネルヴァとメルクリウス像、エレベーター、手摺などが金属供出される。
昭和26年	1951	26～28年にかけて、全館壁塗装、大集会室連結椅子一部新調、全館呼出用拡声装置新設、大集会室拡声装置新調などを実施。
昭和30年	1955	30～33年にかけて、大集会室、中集会室、小集会室の壁塗装、大集会室連結椅子一部新調、各階洗面場の改修、各室蛍光灯取替、大集会室及中集会室の暗幕新調などを実施。
昭和39年	1964	39～43年にかけて、全館壁塗装、室内改装、新電気室工事と電気幹線取替工事、交換機取替工事、拡声装置取替工事(大集会室、中集会室)、映写機取替工事、大集会室のリノリウム貼替、固定椅子新調、客席及び舞台の照明設備工事、舞台吊物設備工事などを実施。
昭和63年	1988	大阪市、公会堂の保存の方向性を決定。
平成元年	1989	大阪市、「中央公会堂将来構想検討委員会」を設置。
平成11年	1999	3月16日、保存・再生工事着工。
平成14年	2002	9月30日、保存・再生工事竣工。
		12月16日、重要文化財に指定される。

※[表1][表2]は、主として『重要文化財大阪市中央公会堂保存・再生工事報告書』をもとに作成した。

築概要を、[表2]に建築関連事項を中心とした大阪市公会堂の年表を示す。

大阪市公会堂は大正7年、大阪市北区中之島に竣工した大阪を代表する近代建築として知られる。設計は、指名懸賞競技で1等選ばれた岡田信一郎の案をもとに、財団法人公会堂建設事務所が実施設計を行った。竣工した公会堂の建築は補強式鉄骨煉瓦造で、様式はネオ・ルネッサンス式である<sup>2)</sup>。また、赤煉瓦と白い花崗岩(あるいは擬石)を組み合わせた意匠は、「辰野式」とも呼ばれる<sup>3)</sup>。竣工時の内部は、地下1階に酒場、賭所、賭詰所、暖房室、器具置場などが、1階に玄関広間、大集会室などが、2階に大集会室上部の階段席、貸間、市長室、新聞記者室などが、3階に貴賓室、大食堂、中食堂などがあつた。貴賓室は、正面大アーチを内部に引き込んだようなヴォールト天井で、天井画

や壁画は松岡壽が描いた。松岡は、正面大アーチ上のミネルヴァとメルクリウス像の下絵も手がけた。

公会堂の設計案作成にあたり明治45年に指名懸賞競技が行われ、大正元年（1912）10月31日に応募が締め切られた。17名の指名競技者中、13名が設計案を提出し、選考の末、応募者中最年少だった岡田信一郎（当時29歳）の案が1等に選ばれた。岡田は東京帝国大学卒業後、大学院に残るとともに、当時辰野が設計顧問を務めていた警視庁に工師嘱託として入り、明治44年竣工の警視庁の設計に携わった。前野崑は、警視庁の建築について「半地下一階地上二階煉瓦造の大建築で、特に正面出入口の大アーチのファサードはこの建築の特徴となっているが、この手法は後の大阪市公会堂コンペのファサードに一層発展した形で使われ」と指摘している<sup>4)</sup>。警視庁からの影響のほか、山形政昭は辰野片岡建築事務所の設計で明治45年に竣工した堺公会堂（大浜公会堂）と「平面計画及び特徴的な正面構成にも類似性」が認められると指摘する<sup>5)</sup>。

大阪市公会堂の工事は、大正2年3月9日地鎮祭が行われ、同年6月28日工事に着手された。工事は財団法人公会堂建設事務所による直営で行われ、大正7年10月31日に工事完了、同年11月17日に落成奉告祭が行われた。

建設資金は100万円にその利息10万円をあわせた110万円で計画され、総額112万円となった。当時、工事監督を務めた谷民藏は「岩本氏の提供せる資金は大正四年十月末日に於て丁度一百万円に充実するの計算なるを以て、工費支出は工事の進捗に伴ひ、毎年二十万円宛とし、茲に五ヶ年を期し竣成するの予定を確立されたるもの也」<sup>6)</sup>と述べている。ただし、第一次世界大戦のため「各種材料及工手間の暴騰せる如きは寔に工事中の重大なる支障にして、其の影響は痛切に本工事の予定に四ヶ月の延期を見たるものに外ならず」<sup>7)</sup>とその影響に触れている。112万円の内訳として「大正四年十月末に百万円に満ち契約と支払との間に利殖金二十一万余円に達するに及んで当初の予算額より超過約十五万円なるも市へ寄贈金五万円減と利殖十万円を以て添補せり」<sup>8)</sup>と述べた。

竣工後の公会堂は、演劇やコンサート、講演会、学校・企業の行事、市民活動など多様な用途に供され、たびたび改築が行われた。戦時中は正面大アーチ上のミネルヴァとメルクリウス像、エレベータなどが金属回収に供された。また、中之島地区の再開発計画に伴い、建替えか保存かの議論がなされ、最終的に保存の方向性が決められた。

平成11年（1999）3月、保存・再生工事に着手し、平成14年9月に完成した。これにより、当初復元がなされ、ミネルヴァとメルクリウス像などが再現された。また同年、重要文化財に指定された。

## 第2節 指名懸賞競技

大阪市公会堂の指名懸賞競技について、『公会堂応募図案』をもとに概略を述べる。

先に行われた台湾総督府庁舎設計競技等において、「応募者に多少の疲色なしとせず」<sup>9)</sup>という状況であったため、優良な案を選定するため、設計応募者を指名制とした。応募者選定にあたっては「其選定方を建築学会に内嘱」<sup>10)</sup>し、「東京帝大出身の逸材が、世代的にも幅を持たせ」<sup>11)</sup>て構成され、次の建築家が指名された（イロハ順）。

①伊東忠太、②中條精一郎、③大澤三之助、④大江新太郎、⑤岡田信一郎、⑥葛西萬司、⑦片岡安、

⑧武田五一、⑨田邊淳吉、⑩宗兵蔵、⑪塚本靖、⑫長野宇平治、⑬野口孫市、⑭矢橋賢吉、⑮古宇田實、⑯森山松之助、⑰鈴木禎次

指名懸賞競技は、財団法人公会堂建設事務所理事長が認めたこの17名に対し、設計案の提出を求め、明治45年10月31日（同年7月30日大正に改元）正午までに、「大阪市中ノ島」の財団法人公会堂建設事務所または東京市に設けられたその出張所に提出することが定められた。指名懸賞競技にあたっての「大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技規程」と「大阪市公会堂新築設計指名競技者心得」を本論末尾の〔資料〕に示す。

『公会堂応募図案』によれば、「葛西君は事故の為に、野口君は病気の為に、孰れも競技を辞退せられ次で鈴木君は締切期日間に至り設計案の提出を見合はされ、森山君は提出後都合ありて撤回の申出あり、為に本所の受領せる設計案は十三通<sup>12)</sup>となった旨が記されている。大正元年11月13日に東京の建築学会において審査規程会議を開催して審査規程を定め、同月15日から21日まで東京商業会議所において審査委員会を開き、投票を実施した。その結果、1等賞に岡田信一郎、2等賞に長野宇平治、3等賞に矢橋賢吉の各設計案が選ばれた。提出者には、報酬として各1千円が支給され、1等賞には賞金3千円、2等賞には同1千5百円、3等賞には同1千円が贈呈された。

### 第3節 指名懸賞競技に対する既往の評価

大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技は、大阪において重要な設計競技であったばかりでなく、全国的にみても初期の画期をなす設計競技であった。本競技について『近代日本建築学発達史』では、次のように述べている<sup>13)</sup>。

明治の後半から大正にかけて、建築界にとって注目され、また当時の関西の人びとに対して、建築家の存在や職能を認識させるうえで効果があったのは、大阪市役所庁舎新築設計懸賞募集（明治45年8月9日締切り）と、大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技募集（明治45年10月31日提出期限）の2つであろう。このような懸賞設計が同じ時期に出された理由は、明治の後半、ほかにいくつかのコンペが行われたことに刺激されたためと思われるが、明治41年2月、国会議事堂の建築に関係して発表された辰野金吾・塚本靖・伊東忠太の意見は、「議院建築に当って、広くわが国建築家の案を求めることができる懸賞設計によるべき」を説いたもので、この意見が識者の関心を集めたためとみられる。

当時はほかに、台湾総督府庁舎の懸賞設計（明治42年）があり、また同44年三菱本社の懸賞設計、さらに同年日本大博覧会工事計画のコンペが行なわれている。また関西では、神戸オリエンタル・ホテルの懸賞設計があり、明治38～9年ごろデ・ラランデ（ドイツ）の案が採用されているが、当時、東大の大学院にいた古宇田実がこのコンペに応募している。

以上の引用から、当時の日本、関西での本競技の位置づけがうかがえる。大阪市役所庁舎新築設計懸賞募集と時期が重なっていたが、本競技は「指名懸賞競技」の形をとり、全国の建築家17名を指名したことで、応募者の質を維持できたといえる。なお、大阪市役所庁舎の設計競技では、市役所外の審査員として塚本靖、長野宇平治、大澤三之助の3名があたり、いずれも本指名懸賞競技の参加者で

あったことから、本競技の質の高さをうかがい知ることができる。

本競技は「指名懸賞競技法により募集するため、その規則が公表され、指名競技法及競技者自身が審査員となることはこの時に始まった」<sup>14)</sup>といわれる。審査については、懸賞競技規程第7条に「理事長及建築顧問並ニ本規程ニ適當スル設計ヲ提出シタル競技者ノ全員ヲ以テ審査委員トナス、但シ審査委員長ハ理事長ヲ以テ之ニ當フ若シ理事長ニ於テ差支アルトキハ建築顧問ヲ會長トス」と記され、互選形式であった。また同第17条に「当選シタル設計ハ勿論提出シタル設計ハ当事務所ノ所有ニ帰シ意匠ノ取捨配合ハ随意ニ之ヲ為シ得ルモノトス」とされ、意匠の著作権は認められず、実施設計者による変更をあらかじめ想定していた。互選や著作権については、今日では問題だが、当時は試行錯誤の末に編みだされた最良の方法だったといえる。なお、大阪市公会堂の実設計を行った財団法人公会堂建設事務所のメンバーは、実質的に辰野片岡建築事務所所員であり、辰野金吾や片岡安らにより細部意匠などが大幅に変更された。これについて岡田信一郎は「一生懸命しつけた娘が、嫁入先でしつけを変えられてしまったようで淋しい」<sup>15)</sup>と例えたというエピソードが伝えられ、厳正な規程を設けながらも建築設計における著作権の難しさを示している。

## 第2章 指名懸賞競技応募図案原図の分析と考察

指名懸賞競技は互選により行われ、辰野金吾の影響が強く働いたといわれる<sup>16)</sup>。今日の各設計案に対する言説は、主に当初の辰野による審査講評<sup>17)</sup>および『公会堂応募図案』掲載図版に依っていると考えられる。ところが、『公会堂応募図案』はモノクロ印刷で、紙面サイズの制約から実際の図面の大きさや描写された細部を観察することが難しい。管見の限り、指名懸賞競技の原図が紹介された展覧会は[表3]に示した通りで、原図の存在が知られる機会が少なかったことも一因と考えられる。書籍などにカラー図版が紹介される機会も、これら展覧会の図録を除き、ほとんどなかった<sup>18)</sup>。

本章では、辰野金吾による審査講評について言及するとともに、原図から読みとれる内容を中心に、再検討を加える。なお、本競技の提出物には本来、設計仕様概要が含まれているが、本稿ではその原資料の存在が確認できなかったため、必要なものについては刊行物<sup>19)</sup>をもとに言及した。

[表3]原図が展示された展覧会

	展覧会名	会場／主催	会期	出品資料	関連刊行物への掲載
1	特別展「岩本栄之助と大阪市中央公会堂」	大阪市立博物館／大阪市立博物館、大阪市教育委員会	平成11年4月24日～5月30日	各案透視図、断面図など	図録掲載なし
2	特別展「文京公会堂とその時代」	文京ふるさと歴史館／文京ふるさと歴史館、(財)文京区地域・文化振興公社	平成12年2月11日～3月26日	岡田信一郎案透視図	図録12頁
3	企画展「モダン都市大阪」	大阪市立住まいのミュージアム／同左	平成14年4月26日～5月27日	各案透視図	図録15、36-39頁
4	特集展示「大大阪時代の建築」	大阪歴史博物館／同左	平成14年10月23日～12月16日	各案透視図	リーフレット2頁
5	「武田五一・田辺淳吉・藤井厚二」	ふくやま美術館／ふくやま美術館、福山市教育委員会、近代建築福山研究会、朝日新聞社	平成16年1月16日～3月14日	田邊淳吉案、武田五一案	図録23・48頁
6	特別展「煉瓦のまち タイルのまち」	大阪歴史博物館／同左	平成18年10月7日～12月11日	各案透視図、断面図など	図録49-51頁
7	特集展示「大阪市中央公会堂の建築・美術・舞台」	大阪歴史博物館／同左	平成20年10月29日～12月23日	各案透視図	リーフレット2頁
8	「大沢昌助と父三之助展」	練馬区美術館／同左	平成22年10月31日～12月23日	大澤三之助案	図録20-23頁
9	特別展「民都大阪の建築力」	大阪歴史博物館／同左	平成23年7月23日～9月25日	各案透視図、断面図など	図録28-34頁

※展覧会名称はメインタイトルのみを記した。

## 第1節 『大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案』と原図との比較

大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技では、応募条件にあたる線図の一部と13名の応募図案の原図が現存する〔表4〕。原図は、木箱1箱に納められ、大阪市中央公会堂に保存されていた。また、『公会堂応募図案』に掲載された図版と現存する図版の対比を、〔表5〕に示す。

〔表4〕大阪市公会堂指名設計懸賞競技応募図案原図一覧

原図番号	作成者	現存図面の名称	印	現存図の法量(cm)
0001	公会堂建築事務所	線図(ラインドローイング)	—	79.0×53.3
0001-1	公会堂建築事務所	線図(ラインドローイング)より中2階平面図(1/300)	—	31.7×25.0
0001-2	公会堂建築事務所	線図(ラインドローイング)より第2階平面図(1/300)	—	31.8×24.9
0001-3	公会堂建築事務所	配置図下書	—	0001に同じ
0101	岡田信一郎	大阪市公会堂新築設計図 第九号 透視図	第十号	55.0×87.7
0102	岡田信一郎	大阪市公会堂新築設計図 第二号 第一階及半地中階平面図 縮尺二百分之一	第十号	63.4×98.0
0103	岡田信一郎	大阪市公会堂新築設計図 第七号 横断面 縮尺百分之一	第十号	63.3×97.8
0104	岡田信一郎	大阪市公会堂新築設計図 第八号 縦断面 縮尺百分之一	第十号	62.9×97.8
0201	長野宇平治	大阪市公会堂 透視図	第六号	63.0×95.7
0202	長野宇平治	大阪市公会堂 配置図 縮尺六百分之一	第六号	63.3×97.7
0203	長野宇平治	大阪市公会堂 平面図 半地中室・第一階・中階・第二階・第三階	第六号	99.0×64.8
0204	長野宇平治	[大阪市公会堂 平面図] 中階	第六号	78.7×58.7
0205	長野宇平治	大阪市公会堂 立面図 正面・西面 縮尺百分之一	第六号	99.2×64.8
0206	長野宇平治	大阪市公会堂 立面図 南面 縮尺百分之一	第六号	64.8×99.1
0207	長野宇平治	大阪市公会堂 断面図 東西断面 縮尺百分之一	第六号	64.8×99.1
0208	長野宇平治	大阪市公会堂 断面図 南北断面 縮尺百分之一	第六号	64.9×99.0
0301	矢橋賢吉	大阪市公会堂 配景図	第五号	62.2×97.5
0302	矢橋賢吉	大阪市公会堂 配置図 縮尺六百分之一	第五号	70.6×100.1
0303	矢橋賢吉	大阪市公会堂新築図 第一階平面・中二階平面 縮尺二百分之一	第五号	70.5×101.2
0304	矢橋賢吉	大阪市公会堂新築図 第二階平面・半地階平面 縮尺二百分之一	第五号	70.8×101.0
0305	矢橋賢吉	大阪市公会堂新築図 正面 縮尺百分之一	第五号	70.6×100.4
0306	矢橋賢吉	大阪市公会堂新築図 側面 縮尺百分之一	第五号	70.9×100.5
0307	矢橋賢吉	大阪市公会堂新築図 後面 縮尺百分之一	第五号	72.0×101.6
0308	矢橋賢吉	大阪市公会堂新築図 横断面 縮尺百分之一	第五号	70.1×100.0
0309	矢橋賢吉	大阪市公会堂新築図 縦断面 縮尺百分之一	第五号	70.5×99.8
0401	伊東忠太	大阪市公会堂 透視図/大阪市公会堂 配置図 縮尺六百分之一	第三号	61.5×95.1
0402	伊東忠太	大阪市公会堂 平面図 地中階・第一階・中二階・第二階 縮尺二百分之一	第三号	62.0×95.3
0403	伊東忠太	大阪市公会堂 前面図 縮尺百分之一	第三号	61.1×95.5
0404	伊東忠太	大阪市公会堂 側面図 縮尺百分之一	第三号	61.1×95.0
0405	伊東忠太	大阪市公会堂 後面図 縮尺百分之一	第三号	61.6×95.5
0406	伊東忠太	大阪市公会堂 横断面図 縮尺百分之一	第三号	62.2×95.5
0407	伊東忠太	大阪市公会堂 縦断面図 縮尺百分之一	第三号	60.7×93.7
0501	中條精一郎	大阪市公会堂建築 配景図 第九号 大正元年十月三十日	第九号	60.5×93.2
0502	中條精一郎	大阪市公会堂建築 配置図 縮尺六百分之一 第一号 大正元年十月三十日	第九号	60.5×93.7
0503	中條精一郎	大阪市公会堂建築 平面図 第一階平面図・中二階平面図 縮尺二百分之一 第二号 大正元年十月三十日	第九号	60.5×93.8
0504	中條精一郎	大阪市公会堂建築 平面図 半地中階平面図・第二階平面図 縮尺二百分之一 第三号 大正元年十月三十日	第九号	60.2×94.0
0505	中條精一郎	大阪市公会堂建築 正面立図 縮尺百分之一 第四号 大正元年十月三十日	第九号	60.3×93.3
0506	中條精一郎	大阪市公会堂建築 側面立図 縮尺百分之一 第五号 大正元年十月三十日	第九号	60.3×93.2
0507	中條精一郎	大阪市公会堂建築 背面立図 縮尺百分之一 第六号 大正元年十月三十日	第九号	60.5×93.8
0508	中條精一郎	大阪市公会堂建築 横断面図 いーい断面図 縮尺百分之一 第七号 大正元年十月三十日	第九号	60.3×93.2
0509	中條精一郎	大阪市公会堂建築 縦断面図 ろーろ断面図 縮尺百分之一 第八号 大正元年十月三十日	第九号	60.6×93.2
0601	大江新太郎	[大阪市公会堂] 配景図 大正元年十月	第七号	63.9×95.5
0602	大江新太郎	大阪市公会堂建築図案 各階平面図 縮尺二百分之一 地中階・第一階・中二階・第二階 大正元年十月	第七号	95.8×63.7
0603	大江新太郎	[大阪市公会堂] 背面姿図 縮尺百分之一・正面姿図 縮尺百分之一 大正元年十月	第七号	96.0×63.6
0604	大江新太郎	[大阪市公会堂] 南面姿図 縮尺百分之一 大正元年十月	第七号	61.9×96.0
0605	大江新太郎	[大阪市公会堂] 一般配置図 縮尺六百分之一・横断面図 縮尺百分之一 大正元年十月	第七号	96.7×64.0
0606	大江新太郎	[大阪市公会堂] 縦断面図 縮尺百分之一 大正元年十月	第七号	64.1×95.7

0701	大澤三之助	大阪市公会堂設計図案	透視図	第四号	61.5×93.5
0702	大澤三之助	大阪市公会堂設計図案	配置図 六百分之一	第四号	52.8×68.5
0703	大澤三之助	大阪市公会堂設計図案	平面 第一階・半地中階 二百分之一	第四号	52.8×68.6
0704	大澤三之助	大阪市公会堂設計図案	平面 中二階・第二階 二百分之一	第四号	52.8×68.5
0705	大澤三之助	大阪市公会堂設計図案	正面 百分之一	第四号	68.6×52.8
0706	大澤三之助	大阪市公会堂設計図案	側面 百分之一	第四号	65.0×101.0
0707	大澤三之助	大阪市公会堂設計図案	背面 百分之一	第四号	68.6×52.8
0708	大澤三之助	大阪市公会堂設計図案	イ口断面 百分之一	第四号	68.6×52.8
0709	大澤三之助	大阪市公会堂設計図案	八二断面 百分之一	第四号	64.2×101.2
0801	片岡安	大阪市公会堂新築図面	第七号 配景図	第十四号	64.6×99.4
0802	片岡安	大阪市公会堂新築図面	第一号 平面図 縮尺二百分之一 半地中階・第一階	第十四号	63.5×96.7
0803	片岡安	大阪市公会堂新築図面	第二号 平面図 縮尺二百分之一 中二階・第二階・中三階	第十四号	63.6×96.7
0804	片岡安	大阪市公会堂新築図面	第三号 正面建図・背面建図 縮尺一百分之一	第十四号	96.2×63.3
0805	片岡安	大阪市公会堂新築図面	第四号 側面建図 縮尺一百分之一	第十四号	63.3×96.2
0806	片岡安	大阪市公会堂新築図面	第五号 横断面 縮尺一百分之一 配置図	第十四号	96.2×63.5
0807	片岡安	大阪市公会堂新築図面	第六号 縦断面 縮尺一百分之一	第十四号	63.4×96.2
0901	田邊淳吉	大阪市公会堂配景図	第九号	第二号	63.0×95.1
0902	田邊淳吉	大阪市公会堂新築設計図案	第一号 配置図 縮尺六百分之一	第二号	60.2×94.4
0903	田邊淳吉	大阪市公会堂新築設計図案	第二号 縮尺二百分之一 半地中階・第一階	第二号	60.2×94.8
0904	田邊淳吉	大阪市公会堂新築設計図案	第三号 縮尺二百分之一 第一中二階・第二中二階・第二階	第二号	60.7×94.9
0905	田邊淳吉	大阪市公会堂新築設計図案	第四号 正面図 縮尺百分之一	第二号	60.3×94.8
0906	田邊淳吉	大阪市公会堂新築設計図案	第五号 側面図 縮尺百分之一	第二号	60.5×94.0
0907	田邊淳吉	大阪市公会堂新築設計図案	第六号 背面図 縮尺百分之一	第二号	60.5×94.8
0908	田邊淳吉	大阪市公会堂新築設計図案	第七号 横断面 縮尺百分之一	第二号	60.4×95.0
0909	田邊淳吉	大阪市公会堂新築設計図案	第八号 縦断面 縮尺百分之一	第二号	60.0×94.7
1001	武田五一	大阪市公会堂新築設計図	第九号 透視図	第八号	63.3×100.3
1002	武田五一	大阪市公会堂新築設計図	第一号 配置図	第八号	68.7×101.3
1003	武田五一	大阪市公会堂新築設計図	第二号 半地中室平面図・第一階平面図	第八号	68.7×101.1
1004	武田五一	大阪市公会堂新築設計図	第三号 中二階平面図・第二階平面図	第八号	68.7×101.2
1005	武田五一	大阪市公会堂新築設計図	第四号 正面建図	第八号	68.5×101.2
1006	武田五一	大阪市公会堂新築設計図	第五号 側面建図	第八号	68.7×101.0
1007	武田五一	大阪市公会堂新築設計図	第六号 後面建図	第八号	68.7×101.3
1008	武田五一	大阪市公会堂新築設計図	第八号 横断面図	第八号	68.7×101.2
1009	武田五一	大阪市公会堂新築設計図	第七号 縦断面図	第八号	68.7×101.2
1101	宗 兵藏	大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案	透視図 九枚之内九	第十三号	59.7×88.6
1102	宗 兵藏	大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案	配置図 縮尺六百分之一 九枚之内一	第十三号	60.1×88.5
1103	宗 兵藏	大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案	平面図 縮尺二百分之一 半地中室・第一階 九枚之内二	第十三号	60.3×88.7
1104	宗 兵藏	大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案	平面図 縮尺二百分之一 中二階・第二階 九枚之内三	第十三号	60.1×88.5
1105	宗 兵藏	大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案	立面図 縮尺百分之一 東 / 正面 九枚之内四	第十三号	60.1×88.7
1106	宗 兵藏	大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案	立面図 縮尺百分之一 北 / 側面 九枚之内五	第十三号	60.1×88.7
1107	宗 兵藏	大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案	立面図 縮尺百分之一 西 / 背面 九枚之内六	第十三号	59.9×88.3
1108	宗 兵藏	大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案	断面図 八二 縮尺百分之一 九枚之内八	第十三号	59.5×88.3
1109	宗 兵藏	大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案	断面図 イ口 縮尺百分之一 九枚之内七	第十三号	59.7×88.7
1201	塚本 靖	大阪市公会堂	透視図 大正元年十月	第一号	61.5×94.0
1202	塚本 靖	大阪市公会堂	配置図 縮尺六百分之一 屋根伏 縮尺二百分之一	第一号	56.0×91.7
1203	塚本 靖	大阪市公会堂	平面図 縮尺二百分之一 地中階・一階・二階・三階 大正元年十月	第一号	62.5×94.5
1204	塚本 靖	大阪市公会堂	正面・背面・横断 縮尺百分之一	第一号	94.7×63.0
1205	塚本 靖	大阪市公会堂	側面・縦断 [縮尺百分之一] 大正元年十月	第一号	62.9×95.3
1301	古宇田實	大阪市公会堂	配景図	第十一号	63.2×97.7
1302	古宇田實	大阪市公会堂設計図	其一 配置図 縮尺六百分之一 屋根伏図 縮尺二百分之一	第十一号	63.5×98.1
1303	古宇田實	大阪市公会堂設計図	其二 平面図 縮尺二百分之一 第一階・中二階	第十一号	63.9×97.7
1304	古宇田實	大阪市公会堂設計図	其三 平面図 縮尺二百分之一 半地中階・第二階	第十一号	63.6×97.8
1305	古宇田實	大阪市公会堂設計図	其四 正面・背面 縮尺百分之一	第十一号	97.5×63.6
1306	古宇田實	大阪市公会堂設計図	其五 側面図 縮尺百分之一	第十一号	63.3×98.1
1307	古宇田實	大阪市公会堂設計図	其六 イ口横断面図 縮尺百分之一	第十一号	63.1×97.8
1308	古宇田實	大阪市公会堂設計図	其七 (八二)縦断面図 縮尺百分之一	第十一号	63.1×97.8

[表5]『大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案』原図対比表

作成者	図面名称	対応する原図番号	作成者	図面名称	対応する原図番号
	大阪公会堂新築敷地具付近之図	—	片岡 安	配置図	0806
	[ライントローイング]半地中階 第一階 中二階 第二階	0001-1・2		半地中室[平面図]	0802
岡田信一郎	[配置図]	—		第一階[平面図]	0802
	半地中階平面図	0102		中二階[平面図]	0803
	第一階平面図	0102		第二階 中三階[平面図]	0803
	中二階平面図	—		配景図	0801
	第二階平面図	—		正面建図	0804
	透視図	0101		側面建図	0805
	[東面図]	—		背面建図	0804
	南面図	—		横断面	0806
	[西面図]	—	縦断面	0807	
	[横断面]	0103	武田五一	配置図	1002
[縦断面]	0104	半地中室平面図		1003	
長野宇平治	配置図	0202		第一階平面図	1003
	半地中室[平面図]	0203		中二階平面図	1004
	第一階[平面図]	0203		第二階平面図	1004
	第二階[平面図]	0203		[透視図]	1001
	中階[平面図]	0204		正面建図	1005
	第三階[平面図]	0203		側面建図	1006
	透視図	0201		後面建図	1007
	正面	0205		横断面図	1008
	南面	0206	縦断面図	1009	
	西面	0205	田邊淳吉	配置図	0902
東西断面	0207	半地中階[平面図]		0903	
南北断面	0208	第一階[平面図]		0903	
矢橋賢吉	[配置図]	0302		第一中二階[平面図]	0904
	半地下室平面	0304		第二中二階[平面図]	0904
	第一階平面	0303		第二階[平面図]	0904
	中二階平面	0303		[透視図]	0901
	第二階平面	0304		正面図	0905
	[透視図]	0301		側面図	0906
	正面	0305		背面図	0907
	側面	0306	横断面	0908	
	[西面]	0307	縦断面	0909	
	横断面	0308	宗 兵藏	配置図 縮尺六百分之一	1102
縦断面	0309	半地中室[平面図]		1103	
伊東忠太	地中階	0402		第一階[平面図]	1103
	第一階	0402		中二階[平面図]	1104
	中二階	0402		[第二階平面図]	1104
	第二階	0402		[透視図]	1101
	大阪市公会堂配置図 縮尺六百分之一 [透視図]	0401		立面図[正面図]	1105
	[正面図]	0403		立面図[側面図] 縮尺二百分之一	1106
	[南面図]	0404		[背面図]	1107
	[西面図]	0405		[横]断面図	1108
	[南北断面図]	0406	[縦]断面図 縮尺二百分之一	1109	
	[東西断面図]	0407	塚本 靖	配置図	1202
中條精一郎	[配置図]	0502		地中階[平面図]	1203
	半地中階平面図	0504		一階[平面図]	1203
	第一階平面図	0503		二階[平面図]	1203
	中二階平面図	0503		[三階平面図]	1203
	第二階平面図	0504		屋根伏	1202
	[透視図]	0501		[透視図]	1201
	[正面図]	0505		正面[図]	1204
	[南面図]	0506		側面[図]	1205
	[西面図]	0507		背面[図]	1204
	[南北]断面図	0508	横断面[図]	1204	
[東西断面図]	0509	縦断面[図]	1205		
大澤三之助	大阪市公会堂設計図案配置図	0702	古宇田 實	大阪市公会堂設計図/其一/配置図/屋根伏図	1302
	[半地中階]	0703		半地中階[平面図]	1304
	第一階	0703		第一階[平面図]	1303
	[中二階]	0704		中二階[平面図]	1303
	第二階	0704		第二階[平面図]	1304
	[透視図]	0701		[透視図]	1301
	[正面図]	0705		正面[図]	1305
	[南面図]	0706		側面[図]	1306
	[西面図]	0707		背面[図]	1305
	[南北断面図]	0708		横断面図	1307
[東西断面図]	0709	縦断面図	1308		
大江新太郎	一般配置図 縮尺六百分之一	0605	[凡例] ・『大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案』掲載順に表記した。 ・[ ]内の文字は、適宜補った。 ・横断面は南北(短手)断面、縦断面は東西(長手)断面を意味する。 ・「対応する原図番号」中の「—」は現存が確認できないことを示す。		
	地中階[平面図]	0602			
	第一階[平面図]	0602			
	中二階[平面図]	0602			
	第二階[平面図]	0602			
	配景図	0601			
	正面姿図 縮尺百分之一	0603			
	南面姿図	0604			
	背面姿図	0603			
	横断面図	0605			
縦断面図	0606				

『公会堂応募図案』では、その大半を「設計図案」の紹介に充てている。掲載順序は、1等岡田信一郎、2等長野宇平治、3等矢橋賢吉の順で、以下、伊東忠太からイロハ順で紹介している。ただし、大澤三之助と大江新太郎、武田五一と田邊淳吉は、イロハ順の掲載順序が逆転している。

各応募者の図面の掲載順序は、冒頭に作者紹介（顔写真入）があり、続いて配置図、各階平面図（地中階、第一階、中二階、第二階）、透視図、立面図（正面図、側面図、背面図）、断面図（横断面図、縦断面図）の順である。これは、「大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技規程」に示された提出図面の種類と一致するが、掲載順序は異なる。これは、書籍としての体裁、みやすさを考慮したためと思われる。

原図は、指定のあったワットマン紙で全99葉と、線図2葉を貼りつけた1葉の計100葉が現存する。岡田信一郎案では、透視図1葉、平面図1葉（第一階・半地中階）、断面図2葉（縦断面図、横断面図）が存在し、配置図、平面図（中二階、第二階）、立面図（正面・側面・背面）は現存しないが、他の12案は全図面が現存する。岡田信一郎案は、1等当選案として掲示、紹介されることが多く、途中で一部原図が所在不明になった可能性が考えられよう。

## 第2節 原図の分析

ここではまず、財団法人公会堂建設事務所により作成された「大阪市公会堂新築設計指名競技者心得」関連図について紹介した後、設計者13名の応募案原図を順次紹介・検討する。

### （0）「大阪市公会堂新築設計指名競技者心得」関連図（資料図版0001）

『公会堂応募図案』には、「公会堂新築敷地其付近市街図及地層断面図」と「線図（ラインドロウイング）及公会堂ニ要スル室数面積等ノ希望」が2頁にわたり掲載されている。現存する原図は、このうち線図2葉（0001-1・2）が貼りつけられた台紙1葉と、その裏面に描かれた配置図下書（0001-3）である。線図は中二階（Mezzanine gallery floor plan 1/300 full size）と第二階（Banqueting Hall floor plan 1/300 full size）のもので、薄美濃紙に墨入れされている。配置図下書は、未完の鉛筆書きのもので、実際に使用されたものとは異なる。

### （1）岡田信一郎案（資料図版0101～0104）

本案について、辰野金吾は「平面図に於ても立面図に於ても、音響、採光及構造等に於ても、将た仕様書に於ても、十二分研究され、甚だ要領を得た表現的の意匠と認めるのである。（中略）要するに本設計は、意匠がゴツイ、カレて居ない、若い、と云ふ感がする。殊に其感じが外観にある」<sup>20)</sup>と評した。途中、欠点を列挙しながらも、要求条件を満たしたことと、公会堂という記念建造物としての意匠の象徴性や若々しさを評価したことがうかがえる。また、平面図、立面図、音響、採光、構造、仕様書全般を通してのバランスの取れた評価を挙げている。

現存する原図は、透視図1葉、平面図（第1階・半地中階）1葉、断面図2葉の計4葉のみである。透視図は水彩仕上げ、断面図2葉は、外観を着彩、内部は主に墨による濃淡で陰影を表現する。彩色は、やや退色がみられるが、おおむね状態が良い。陰影は特定の方向からの光ではなく、両断面図とも2方向からの光が開口部を通して射し込んでいる。内装の装飾密度は詳細で、特に断面図にその特徴が表れている。特別室天井は、正面の大アーチ窓を延長したヴォールト天井で、天井の格子状凹凸

は古代ローマのパンテオンのドーム天井を想起させ、実現案とは大きく異なる。実現した同室の天井画と壁画は、松岡壽による天井画《天地開闢》などが描かれた。天井画・壁画の構想は、辰野金吾と生涯親交のあった松岡が、二人のコラボレーションとして辰野の最晩年に実現させたもので、二人によって考案されたものだろうという<sup>21)</sup>。この点も、岡田の当初案と大きく異なった点といえる。

### (2) 長野宇平治案 (資料図版0201~0208)

本案について、辰野金吾は「其正面を円形になしたのは、他の競技者のと比較して、大に異彩を放つて居る。即ち斬新な所である。(中略)一言以て之を評すれば、伸び過ぎた、高過ぎた太過ぎた設計とも云ふ可き乎。上述の如く感服しない点もあるに拘はらず、茲に一言賞賛を禁じ得ない事がある。他でもない、設計規模の大なる、意匠の非凡なる、製図の奇抜なるは、全然大陸的である。東洋的島国根性を以てしては、到底成し能はざる設計であると、我輩は大に感服して居る」<sup>22)</sup>と評した。また、採光については最大に評価するが、構造・音響面に対する批判を述べている。「設計規模の大なる、意匠の非凡なる、製図の奇抜なるは、全然大陸的である」とは、辰野の長野に対する最大限の賛辞であり、案そのものの独創性を高く評価しつつも、現実性の面で岡田に軍配を上げたと考えられる。

現存する図面は8葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。平面図は、要求された階数と異なり、半地中階、第1階、第2階、中階、第3階からなり、規模が大きくなっている。「設計仕様概要」には他の設計者が記載している建坪が記されていないが、面積が超過していたと思われる。平面図は本来1葉に納める予定であったと思われるが、中階平面図に省略が生じたため、別途1葉加えたと考えられる。第1・2階平面図にみられる主階段は、うねるような曲線を用い、躍動感がある。また、全体にゴットフリート・ゼンパー設計のドレスデン宮廷歌劇場と類似するとの指摘がある<sup>23)</sup>。立面図や断面図は、インキングの上に青を基調とした幻想的な彩色と陰影が施され、外観は壮大、内部は幻想的な雰囲気をかもしだす。設計条件を超過した面積・規模・工費と思われるが、実現していれば日本近代建築史上、類例のない傑作となっていたであろう。

### (3) 矢橋賢吉案 (資料図版0301~0309)

本案について、辰野金吾は「最も敬服する所は、製図の精巧と仕上の見事なるに在る。此点に於ては蓋し競技者中第一位を占むるものであらう。又平面図には大なる注意を払はれ、十二分研究されたものと思ふ。何とも言ひ得ないほど気持の好いプランである。音響に於ても、構造上に於ても、敢て批難すべき点を見出し得ないが、採光上に於ては、完全とは認めないのである。(中略)正面左右角塔の如きは、如何にも誇大で、公会堂変じて公塔と化し、所謂主客転倒の嫌がある。大に感服出来ないのみならず、斯る様式が公会堂の如き真面目なる建物に適するや否や、我輩は之を一の疑問と思ふのである」<sup>24)</sup>と評した。建築形態の象徴性が公会堂としてふさわしいかが、明暗を分けたといえる。

現存する図面は9葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。透視図、立面図は、彩色・陰影が施されている。安定感のあるフォルムであるが、辰野が指摘した公会堂らしさが勝敗を分けた。1等岡田案は正面の大アーチが特徴で、2等長野案が平面に半円形を取り入れた点を辰野が評価したとすれば、本案の双塔の荘重なフォルムが公会堂として敬遠されたことが評価の割れた点といえよう。平面図は、均整の取れた対称形の美しいもので十分な推敲の跡がうかがわれる。断面図では、大食堂の

壁画なども描写され、時間をかけて入念に仕上げられ、高い評価を得たと考えられる。

#### (4) 伊東忠太案（資料図版0401～0407）

本案について、辰野金吾は「平面に於ても、音響上に於ても、将た構造上に於ても無難である。殊に一階<sup>ママ</sup>広堂、二階大食堂のプロポーションの如き、将た仕様書の如きは、上々の出来と認むるのである。（中略）本設計の特色なり又新機軸なりとするは、大胆にも東洋式を応用せし点に在るが、其東洋式が、公会堂の如き建物に当填って居るや否やは、蓋し問題である。兎に角不消化の状態で、こなれて居ない様に思ふ。畢竟するに、斯る新機軸を有する設計である故でもあらうが、実着な愉快な感想を興さしむる出来とは、認め得ないのである」<sup>25)</sup>と評した。

現存する図面は7葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。全図面を通して墨の濃淡による淡彩仕上を基調としているが、配置図などには一部別の色が使用されたと考えられる。原図がほぼ墨一色の仕上げであることや図案の屋根形状が変化に乏しいことを考えると、伊東が本設計にあたって十分な時間が取れなかったと推測される。辰野によって「東洋的」と評されたのは、立面図や断面図にみられるストーパー状装飾やアーチ型、墓股などの特徴であろう。窓の表現などには薄墨の陰影による苦心の跡がみられ、全体構想に十分力を注げないまま、細部仕上にはこだわった跡がうかがえる。アーチの意匠などは彼の代表作である真宗信徒生命保険株式会社社屋（現・本願寺伝道院）や築地本願寺を彷彿とさせ、彼の生涯にわたる作風の一貫性を知る一助として興味深い。

#### (5) 中條精一郎案（資料図版0501～0509）

本案について、辰野金吾は「中二階に喫煙室を設けたのは、最も妙である。音響上、構造上には非難すべき点はない、仕様書は確に要領を得て居る、寧ろ過ぎたるの感がする。（中略）要するに、表現的の設計でないのみならず、無理が見へて余り面白味の多からざる設計であると思ふ。蓋し君も、亦予算に重きを置き過ぎ、手腕を充分振ふこと能はざりし一人と想像するのである」<sup>26)</sup>と評した。

現存する図面は9葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。透視図、立面図は、全体に淡い着彩を施し陰影を付している。ただし、彩色の淡さからか、退色も大きい。断面図は、墨の濃淡による淡色の表現を基本としている。外観表現は正面の2本1組となったジャイアント・オーダーが象徴的で、内部では大ホールの半円アーチを並列させリズミカルな雰囲気だが、辰野が指摘したように記念建造物に必要とされる「表現的の設計」の要素が欠けていたと思われる。暗号の“ars longa”はギリシアの格言「学芸は長し、人生は短し」の一部で、自身の設計への謙遜であると同時に、業務多忙の中、本設計に充てられる時間が短かったことと関わりがある可能性が考えられる。

#### (6) 大江新太郎案（資料図版0601～0606）

本案について、辰野金吾は「本設計は表現的でないのみならず、公会堂と云ふより、寧ろ劇場然たる様な感じがする、併し我輩の最も敬意を表するのは、日本式を斯る建造物に應用したる所にあるが、製図が余り感服する出来でない為めでもあらうが、日本式を充分消化し得たる様な感覚が起らないのである」<sup>27)</sup>と評した。

現存する図面は6葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。透視図は彩色・陰影が施されているが、他の図面には彩色や陰影は認められない。辰野の指摘した「日本式」表現は、透視図や立面図

では、ドーム上の相輪や鴟尾、正面柱頭上の組物、各立面の中二階、二階の窓の間にみられる組物や蓑股の意匠、卍崩しの高欄の意匠、窓の棧の組み方などに顕著にみられる。断面図では、大集会場まわりの意匠に組物や卍崩しの意匠が多用されている。日光東照宮の修復、明治神宮造営設計などを手がけた大江の履歴を考えると、彼の設計の特徴がよくあらわれた設計といえるだろう。

(7) 大澤三之助案 (資料図版0701~0709)

本案について、辰野金吾は「本意匠は岡田、長野両君のに次いで表現的のものと思ふ。正面及背面の外観は可なりだが、側面階段室の部分が凹凸多く、殊に一階、二階打ち通しの窓の如きは、最も不愉快に感ずるのである。要するに本設計は、一見した許りでは真価を見出し得ない、深く研究すればする程、益々価値が出て来る様に思はれる」<sup>28)</sup>と評した。

現存する図面は9葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。用紙サイズは2種類を使い分け、透視図・側面図・縦断面図の3葉は大型、他の6葉は小型の紙を用いている。透視図は、淡彩仕上げで、図案・色彩ともに上品に仕上げられている。平面図、立面図、断面図は、暗号を除き、いずれも墨の濃淡により仕上げられている。断面図にみる展開の描写も手が込んでおり、壁面や天井の装飾・絵画なども描写され、密度濃い図面といえる。立面図には、明瞭な陰影を施しているが、断面図は墨の濃淡によるぼやかした陰翳表現になっている点も特徴である。立面図では、屋根面や窓ガラスも墨の濃淡により表現され、透視図以外の各図面はバックとなる部分が薄墨で塗りつぶされ、標題の入れ方にも装飾的配慮がみられるなど、全体に図面としての完成度を高めようとした点がかがえる。

(8) 片岡 安案 (資料図版0801~0807)

本案について、辰野金吾は「構造上、音響上、共に間然する所はない。仕様書の如きは、最も簡単明瞭にして理想的と云ふべしだが、併し光線は確に充分でないと思ふ。(中略) 正面中央部の外観は、恰も二種の様式を併合したる如くにして、一致を欠く嫌がある。之を要するに、表現的のものではないが、穩にして能くこなれた、能く完備したる設計なる事は疑はない」<sup>29)</sup>と評した。設計案が「表現的のものではない」としつつ、仕様書や全体の案がこなれた実現性の高いものであることを評価しているのは、片岡が辰野とともに設計事務所を主宰する代表者でもあったこととも関連するだろう。

現存する図面は7葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。図面はすべて墨入れされ、他の色使いはなく、墨の濃淡のみで表現されている。立面図には陰影が施され、断面図の展開部分は密度濃く描き込まれている。描写内容をみると、透視図や立面図からは、窓の上部や柱形上部の装飾の具象的な造形を幾何学的に崩したセセッションの影響がみられる。岡田信一郎案が1等当選後、実施設計を行った財団法人公会堂建設事務所では片岡安が深く関わっていたと考えられるため、本案にみられる細部意匠のセセッション的傾向が実現した公会堂の意匠にも反映されたと考えられる。

(9) 田邊淳吉案 (資料図版0901~0909)

本案について、辰野金吾は「田邊学士設計プランの研究は、頗る緻密である従って敬服する所も多々あるが、又せない点も随分少くない。(中略) 廊下を大集会場外に取ったのは、他の設計に卓絶した所であらうが、何んぞ知らん、其卓絶した所が却て採光上の害となって、会場の足元が薄暗くなる。彼スライディングステージの如きは、理想としては大に賛成もするし敬服もする。併し理想通り永く何

時も工合能く滑走するや否やが懸念である、疑問である。今日迄我輩の経験によると、巧み過ぎる仕掛は、特に之を建築物に應用した場合に限りて失敗に終つて居る。（中略）意匠としては、先づ表現的のものであらうが、如何にも軒高が高過ぎる、今十二三尺之を縮小しても、充分要求は満たし得るのみならず、美観を損ずる様なことは萬々ないと信ずる。終に臨み、一言せざるを得ないのは、君の注意周到にして、本問題に就き、十二分ステダールされたこと、又製図の巧にして周到なることである。我輩は大に敬意を表はするのである」<sup>30)</sup>と評した。ここでは、田邊に対する評価を通して、辰野の建築観もよく表現されている。つまり、新しい設備を建築に導入する際に注意深い点である。構造面においても辰野は、コンクリートによる構造よりも実績ある煉瓦造に信頼をおいていたといわれ<sup>31)</sup>、本評では田邊案の研究姿勢を高く評価しつつ、新規設備の実現には躊躇していた様子がうかがえる。

現存する図面は9葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。透視図のみ彩色・陰影を施し、他の図面は墨一色で平面図以外は陰影を施している。モノトーンの薄墨の入れ方は大変見事で、美しい仕上がりである。なお、平面図と断面図の一部には補助説明的に色を加えている。辰野も言及した「スライディングステージ」を備えた舞台機構や緻密な仕様書は、清水組に在籍した田邊ならではの点で、実現性に長けた案といえよう。なお、仕様書によれば「図面ハ奏楽用トシテ準備シタ所ヲ示シ」ており、別途演説や演劇での舞台の使い方にも言及している。

#### (10) 武田五一案（資料図版1001～1009）

本案について、辰野金吾は「平面図は極めて簡単である、其簡単な所に頗る味ひがある、併し半地階と一階に、各一個所の便所では到底用を弁じない、甚だ不都合である。（中略）意匠としては、表現的のものではないが、落ち着いたある、穩な出来であると信ずるのである、欠点の凡てが軒高の低く過ぎた所から起つた様に思ふ。例之ば大集会場の天井が低くかったり、大会食堂、其他重要な室の天井の低いのも、皆此軒高の十二三尺程不足なのが原因だと思はれる。製図の仕上は全く一種特別である、如何にも巧に、奇抜に手腕を顕はして居るのみならず、尚ほ綽々として余裕の存する所は、敬服の外はないのである」<sup>32)</sup>と評した。

現存する図面は9葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。他案と異なり、配置図のみ彩色を施している。透視図は、墨の濃淡により表現されているが、暗号部分に用いられたものと同じ金色が、イオニア式列柱の柱頭部分やメダイヨンの一部、尖塔の小ドーム、外部照明器具にアクセントとして用いられている。横断面図は中央で分け、東西両側を描いている。縦断面図における展開も、壁画や柱の文様まで描き込み、背景の空も墨の濃淡で表現され、一枚の絵としても見事な仕上がりといえる。建築表現は、正面外観はパリ市庁舎を思わせ<sup>33)</sup>、マンサード屋根が特徴的な表現である。

#### (11) 宗兵蔵案（資料図版1101～1109）

本案について、辰野金吾は「正面外観は表現的意匠と認められるが、側面はさうでないと思ふ。併し大体に於ては先づ穩かな出来だが、余り面白味のあるものとは思はれない。本設計者の如きも、亦予算に重きを置き過ぎ、軒高を著しく減少したるために、以上の欠陥を生じたる乎の如く認むるのである」<sup>34)</sup>と評した。

現存する図面は9葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。透視図は、セピア色で描かれ陰影

が施され、用紙サイズを守っているものの、実際の図は紙面の中央にごく小さく描かれている。サイズこそ小さいが、遠近感の表現は良く伝わる描写である。他の図面は、墨一色で描かれ、陰影は施されていない。辰野が「正面外観は表現的意匠」と指摘した通り、正面立面図は、細部装飾まで丁寧に描写されている。南北面・西面の立面図や断面図内の展開部分は、反復が多い表現となっている。

(12) 塚本 靖案 (資料図版1201~1205)

本案について、辰野金吾は「プランは簡単にして能く要求を充たして居るが、今一步何とか改良して貰いたい気持がする。(中略) 要するに表現的の意匠とは認めないが、能く調和した、嫌味のない、穏健な出来である事は争ふべからざるのである。若し博士にして、予算金額確守の観念を少しく薄くして、軒高を一丈乃至一丈五尺程高めたならば、全然以上の欠陥を除去するのは、容易であつたらうと思ふ。大に之を惜むのである」<sup>35)</sup>と評した。

現存する図面は5葉あり、他の設計者に比べて全図面数は少ないが、1葉の紙面に複数の図を整理して入れたことで、その中に掲載図面全点が確認できる。その実現のため、東西の立面図と横断面図を1葉に、側面図と縦断面図を1葉にまとめた点は、他の設計者にはない図面配列の仕方といえる。透視図、配置図・屋根伏図、立面図、断面図は彩色が施され、配置図・屋根伏図以外は陰影も施されている。透視図は、宗兵蔵案同様、ひとまわり小さな枠の中に描かれている。平面図は墨一色の仕上げで、陰影はない。また、屋根伏図は提出条件にはなかったが、配置図とともに付されている。

(13) 古宇田實案 (資料図版1301~1308)

本案について、辰野金吾は「本設計の最も欠点とする所は、我輩が冒頭に陳述せし如く、建物の南北両側を採光上に利用せずして、此方面に大階段を設けた為めに、一階大集会場及二階大会食堂に、光線大不足を生ぜしめたのである。又妙所は、日本式を比較的能く消化し、能く応用した点である。我輩大いに敬服する。試に意匠に就いて、一二面白からざる点を指摘せば、正面中央部の手法が少しくコセツキ過ぎてゐる。隅の丸形タレットは如何にも取って付けたやうで他と調和を欠いて居る、寧ろ之を省いた方が宜しからん乎と思ふのである」<sup>36)</sup>と評した。

現存する図面は8葉あり、その中に掲載図面全点が確認できる。平面図は墨の単彩仕上げで、陰影は施さない。立面図はほぼ墨の単彩であるが、扉上部の欄間窓など一部に彩色を加えてアクセントとし、全体に陰影が施されている。透視図、配置図・屋根伏図、断面図は、墨入れに彩色が施されている。辰野が評した「日本式を比較的能く消化し、能く応用した」点は、透視図や立面図からみた外観では、瓦屋根や屋根形状、屋根上の宝珠や鴟尾、懸魚、柱頭の組物、バルコニーの格狭間や卍崩し文、人字形割東風の装飾、切妻破風や唐破風などが挙げられる。断面図の展開表現からみた内部でも同様に、組物や柱頭の獅子鼻、プロセニウム・アーチ上部の組物などに「日本式」表現がみられる。

### 第3節 各案の比較考察

第2節でみたとおり、指名懸賞競技には「日本式」、「東洋式」といわれる案が目立った。これは、指名懸賞競技の数年前に『建築雑誌』を舞台に行われた「我国将来の建築様式を如何にすべきや」<sup>37)</sup>(以下、様式論争)の影響も考えられる。本競技での伊東忠太、大江新太郎、古宇田實の各案は、「日

本式]、「東洋式」を取り入れたものであった。様式論争において辰野金吾が総括した「第一 現時の建築様式は我国の趣味に適合したるものに非らず将来東西の様式が調和し我趣味嗜好に適したるものが出来なくてはならぬ如斯調和して出現したるものが我国建築様式である云々」<sup>38)</sup>という立場だったのが当時、三橋四郎、関野貞、伊東忠太、佐野利器、中村達太郎、大江新太郎、岡田信一郎、古宇田實だった。「第二 将来の建築様式を論ずる必要なし現今建築の洋式が乃ち、我様式である、之れか進歩発達を研究せば足る云々」<sup>39)</sup>という立場を取ったのは、長野宇平治、岡本鑿太郎、松井清足、酒井祐之助であった。もっとも、辰野による総括にはその後、各出席者から趣旨と相違するという発言も相次いだ。大筋は外れていない。同論争ではその後、曾禰達三、新家政孝、横河民輔も意見を述べている。本競技には、様式論争参加者5名が参加し、かつ辰野が審査の中心的立場にあったことから、様式論争後の実践の場としての意味合いを持っていたといえよう<sup>40)</sup>。

次に辰野金吾による講評をみると、辰野の評価した点は、主に「意匠的」であるか、公会堂としての意匠の適性、要求性能（構造・音響・採光・設備、室面積や高さ）の満足度、製図の表現の質などであった。辰野が用いた「意匠的」とは、単にデザイン的な優秀さや工夫のみならず、独創性も重視していたと思われる。また、要求性能では、最新設備の提案については評価しつつも、かなり慎重な意見を持っていた。採光の評価も特徴的で、人工照明に頼らず、自然光における明るさにも強いこだわりを持っていた。辰野はこれらについて忌憚のない意見を述べつつ、各設計者の優れた点は認め、予算的な制約へ配慮したことにも言及した。これらを踏まえ辰野の講評をみると、岡田に対して「平面図に於ても立面図に於ても、音響、採光及び構造等に於ても、将た仕様書に於ても、十二分研究され、甚だ要領を得た表現的の意匠と認めるのである」と他に比べて不備の少ないことをあげ、「意匠がゴツイ、カレて居ない、若い、と云ふ感がする。殊に其感じが外観にある」と評価した。警視庁や堺公会堂との類似の指摘もあるが、他案と比べた優位性を説明しているといえる。

原図の描写内容を再度検討すれば、提出者のうち条件をよく研究し、時間をもって製図に取り組み、陰影など細部まで描写した者に対する辰野の評価は比較的高かったといえる。また、透視図において用紙サイズは維持しながら画面を小さくした案に対しては、比較的厳しい評価だったといえる。

## おわりに

大阪市公会堂の指名懸賞競技は、競技設計が活発化しつつあった明治時代末に実施され、募集要項・審査規程なども各種設計競技の利点を総合し、同時期に設計競技が多数実施される中で優秀な設計案を集めるために指名式を執るなど、改善をはかったものだった。今日からみれば、審査の互選形式や当選図案の著作権など問題点もあるが、当時としては成功をおさめた設計競技だったといえる。

指名懸賞競技応募図案の原図についてみると、刊行された図案集と対比して、岡田信一郎案が4葉しか残っていないことを除いては、各設計者の原図はすべて残っていることがわかった。

辰野金吾の審査講評と原図の描写内容を対比したとき、設計内容の描写密度が濃く、彩色や陰影などを丁寧に施したものについては、評価が高い傾向がみられた。

これらのことから、明治期に実施された設計競技の応募案原図が残っているという評価のみならず、

当時の審査講評と刊行された『公会堂応募図案』、そして原図の対応関係がみられるという意味でも、貴重な資料群といえるだろう。

## ■註

- 1) 大阪市公会堂に関する文献は数多いが、その主たるものは『重要文化財大阪市中央公会堂保存・再生工事報告書』（大阪市、平成15年）449-457頁に掲載されている。その他、本論〔表3〕に示した展覧会図録などがある。公会堂について特記無きものは、『重要文化財大阪市中央公会堂保存・再生工事報告書』によった。
- 2) 『大阪市公会堂竣成記念』（公会堂建築事務所、大正7年）には、「復興式中準パラデヤン式」と記載されており、ルネサンス式（復興式）中のパラディアン様式に準ずると解される。
- 3) 辰野式とは、「赤煉瓦と石の鮮やかな色彩対比と相和するようにして冠せられたにぎやかなドームが印象上の特徴といえよう。辰野式の元はイギリスのフリー・クラシック様式であり、その日本への移入は英人ハンセルの平安女学院—明治二十八年、及び野口孫市の明治生命大阪支店—明治三十二年—が先行するが、明治三十六年以後辰野が印象的に累々用いたところから、人々は辰野式とか辰野風と称した」と説明される。藤森照信「辰野式」『日本の建築〔明治大正昭和〕 3／国家のデザイン』（三省堂、昭和54年）6頁。
- 4) 前野崑「岡田信一郎」『日本の建築〔明治大正昭和〕 8／様式美の挽歌』（三省堂、昭和57年）115頁。
- 5) 山形政明「大阪市中央公会堂の建築」『重要文化財大阪市中央公会堂保存・再生工事報告書』（前掲）39頁。
- 6) 谷民藏「大阪市中央公会堂—建築工事に就て—」『関西建築協会雑誌』第1集第14号（関西建築協会、大正7年12月）67頁。
- 7) 6) に同じ。
- 8) 6) 前掲書70-71頁。
- 9) 『大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案』（公会堂建設事務所、大正2年）3頁。
- 10) 9) に同じ。
- 11) 大川三雄「岡田信一郎」『近代日本の異色建築家』（朝日新聞社、昭和59年）154頁。
- 12) 9) 前掲書、3頁。
- 13) 日本建築学会編『近代日本建築学発達史』下（丸善、昭和47年）2,120頁。
- 14) 今和次郎監修・大泉博一郎編集『建築百年史』（建築百年史刊行会、昭和32年）126頁。
- 15) 座談会「大正時代の大阪を語る」『建築と社会』昭和34年1月（日本建築協会）141頁より置塩章の発言。
- 16) 指名された者は、設計や図案の優秀さが認められた辰野の後輩や弟子で「辰野にとって競技設計とは弟子に素案を求めるがごときもの」だった（畔柳武司「国技館・大阪市公会堂」『東京駅と辰野金吾』、東日本旅客鉄道、平成2年、92頁）。
- 17) 辰野金吾「大阪公会堂設計図案概評」（一）～（三）『建築工芸叢誌』第22-24冊、建築工芸協会、大正2年11月～大正3年1月。
- 18) 展覧会図録以外でカラー図版が紹介されたのは管見の限り次のものがある。橋爪紳也「中央公会堂と三人の建築家」『大阪人』52-10（大阪都市協会、平成10年10月）8-9頁、『重要文化財大阪市中央公会堂保存・再生工事報告書』（前掲）8頁、橋寺知子「中央公会堂は夢のステージだった。」『月刊島民』83（月刊島民プレス、平成27年6月）2-3頁。
- 19) 原資料をもとに作成された『大阪市公会堂建築設計図案 附録 設計仕様概要』（財団法人公会堂建設事務所）を参照した。
- 20) 辰野金吾「大阪公会堂設計図案概評」（一）『建築工芸叢誌』第22冊、大正2年11月、3頁。
- 21) 河上眞理・清水重敦『辰野金吾』（ミネルヴァ書房、平成27年）142-146頁。

- 22) 20) 前掲書、3-4頁。
- 23) 足立裕司「大阪市公会堂設計競技にみる「我国将来の建築」の構図」『学術講演梗概集（関東）』（日本建築学会、平成5年）、1479頁。
- 24) 20) 前掲書、5頁。
- 25) 20) 前掲書、6頁。
- 26) 辰野金吾「大阪公会堂設計図案概評」（二）『建築工藝叢誌』第23冊、大正2年12月、1頁。
- 27) 26) 前掲書、2-3頁。
- 28) 26) 前掲書、3-4頁。
- 29) 26) 前掲書、4-5頁。
- 30) 辰野金吾「大阪公会堂設計図案概評」（二）『建築工藝叢誌』第24冊、大正3年1月、1-3頁。
- 31) 水野信太郎は「東京駅を鉄筋コンクリートでつくろうというようなお考えもあって、辰野先生は勉強はなさっているんですね。しかし辰野先生は固まる前のコンクリートを見て、あの状態のものが大建築をつくれるほど堅固なものになるのだろうかという恐れがあって、結局ご自身がずっと手がけてこられた煉瓦造で、最大の代表作である中央ステーションをお建てになるわけです」と指摘する（『東京駅と煉瓦』、東日本旅客鉄道株式会社、昭和63年、26頁）。
- 32) 30) 前掲書、3頁。
- 33) 23) 前掲書、1480頁。
- 34) 30) 前掲書、4-5頁。
- 35) 30) 前掲書、5頁。
- 36) 30) 前掲書、5-6頁。
- 37) 「我国将来の建築様式を如何にすべきや」『建築雑誌』明治43年6・8月号（日本建築学会）。
- 38) 「我国将来の建築様式を如何にすべきや」『建築雑誌』明治43年8月号（前掲）6頁。
- 39) 38) に同じ。
- 40) この点は足立裕司も指摘している。23) 前掲書、1480頁参照。

[資料]大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技規程・大阪市公会堂新築設計指名競技者心得

大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技規程

第一條 財団法人公会堂建設事務所理事長（以下単ニ理事長ト称ス）ハ其適當ト認メタル建築技師約拾五名ヲ指名シ本規程ニ依リ大阪市公会堂（以下単ニ公会堂ト称ス）新築ノ略設計ヲ提出セシム

第二條 當選者ハ三名ヲ限り左ノ等級ニ依リ賞金ヲ贈呈ス

一等賞	金 三 千 円	一名
二等賞	金 一 千 五 百 円	一名
三等賞	金 一 千 円	一名

第三條 指名競技者ハ其設計ヲ嚴封シテ明治四十五年十月三十一日正午迄ニ大阪市中ノ島財団法人公会堂建設事務所又ハ東京市内ニ設クベキ其出張所ニ提出スベシ

第四條 設計ニハ左ノ事項ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一、配 置 図 縮尺六百分之一
- 二、各階其他平面図 縮尺二百分之一
- 三、立面図三方若クハ四方共 縮尺一百分之一
- 四、断面図縦横ニケ所以上 縮尺一百分之一
- 五、透 視 図
- 六、仕 様 概 要

第五條 設計ニハ凡テ署名ニ代フルニ暗号ヲ記入シ別ニ競技者ノ氏名住所及暗号ヲ記載シタル書面ヲ嚴封シ其表面ニハ単ニ當該暗号ノミヲ記シテ添付スベシ

但シ住所ヲ変更シタル時ハ直ニ届出ヅベシ

第六條 設計ヲ提出シタル競技者ニハ其報酬トシテ各金一千円ヲ贈呈ス

但シ設計図書ノ送付費旅行費等ノ如キ競技者ノ支出シタル一切ノ費用ハ総テ自弁トス

提出シタル設計ニシテ第十二條第一号又ハ第二号ニ該当スルトキハ前項報酬ハ之ヲ贈呈セス

第七條 第二條ノ當選者ヲ決定スル為メ左ノ委員ヲ以テ審査委員会ヲ組織ス

理事長及建築顧問並ニ本規程ニ適當スル設計ヲ提出シタル競技者ノ全員ヲ以テ審査委員トナス

但シ審査委員長ハ理事長ヲ以テ之ニ當ツ若シ理事長ニ於テ差支アルトキハ建築顧問ヲ會長トス

第八條 審査規程ハ明治四十五年十一月一日以後設計審査ニ先立テ審査委員会自ラ之ヲ定ム

但シ本文ノ審査委員会ニハ審査委員有資格者中少ナクトモ四分ノ三ノ出席ヲ要ス

第九條 設計審査ハ明治四十五年十一月十五日ニ之ヲ開始シ同三十日迄ニ之ヲ結了スルコトヲ要ス

第十條 前條ノ期間ニ於テ萬一設計審査ノ結了ニ至ラサル場合ニハ其事由ノ如何ヲ問ハス理事長ハ他ニ自ラ適當ト認メタル審査委員一名又ハ数名ヲ選定シ之レニ審査ヲ囑托スルコトヲ得ルモノトス

第十一條 設計提出期間ノ滿了後、理事長ハ直チニ各設計及ヒ暗号ヲ開封シ建築顧問ノ意見ヲ聞キ第三條第四條及第五條ノ要件ヲ具備セルヤ否ヲ一応決定シ審査委員会ヲ成立セシムルモノトス

但シ本文ノ決定ヲ為シタルトキハ提出者ニ遲滞ナク配達証明付書留郵便ヲ以テ通知スルモノトス

前項理事長ノ決定ニ對シテ不服アル競技者又ハ審査委員ハ其理由ヲ明記シタル書面ヲ以テ審査委員会ニ申出テ最終ノ決定ヲ求ムルコトヲ得

但シ設計審査ニ着手シタル後ハ本文ノ申出ヲ受理セザルモノトス

第一項ニ依リ開封ヲ為スモ理事長ハ審査結了ニ至ルマテハ競技者ノ氏名ト之レニ對スル暗号トノ關係ヲ漏洩セザルモノトス

但シ第十二條ノ規程ニ關スル審議ノ為メニ不得已程度ニ於テハ此限ニアラス

第十二條 提出セラタル設計ニシテ左記ノ各号ニ該当スルトキハ審査ヲ受クルノ資格ヲ有セズ隨テ其提出者ハ第七條ノ審査委員タルノ資格ナキモノトス

- 一、道義ニ反シタル行為アリト審査委員会ニ於テ認メタルモノ
- 二、第三條第四條又ハ第五條ノ要件ヲ具備セザル設計ト審査委員会ニ於テ認メタルモノ
- 三、第七條ノ審査委員会ニ出席セザルモノ

但審査委員会ニ於テ正當ノ理由アリテ欠席セリト認メタル者ハ此限りニ非ス

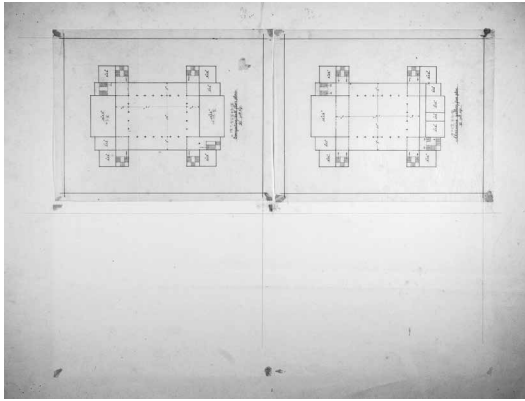
四、審査委員資格ノ有無ニ關スル決議ニハ當該競技者ハ參加スルコトヲ得ザルモノトス

- 五、審査ノ進行中ニ審査委員資格ノ得喪ヲ決議スルモ為メニ既往ノ委員会決議ノ効力ニ影響セザルモノトス
- 第十三條 審査委員長ハ審査委員多数ノ便宜ヲ慮リ大阪市又ハ東京市ノ内ニ於テ審査委員会ヲ招集スベシ
- 但開会后ニ甲市ヨリ乙市ニ又ハ同一市内ニ於テ会場ヲ移動スルコトアル可シ
- 第十四條 審査委員会ノ決議ニ対シテハ互ニ説明ヲ求メ又ハ異議ヲ申立ツコトヲ得ズ
- 第十五條 第二條及第六條ノ賞金及報酬金ハ審査終了後二週間以内ニ之ヲ交付ス
- 第十六條 当選者ノ事故ニ依リ当選者本人ニ賞金ヲ贈呈スルコト能ハザルトキハ理事長ニ於テ賞金ヲ受クヘキ者ヲ決定ス
- 第十七條 当選シタル設計ハ勿論提出シタル設計ハ当事務所ノ所有ニ帰シ意匠ノ取捨配合ハ随意ニ之ヲ為シ得ルモノトス
- 第十八條 提出シタル設計ハ審査終了後大阪市又ハ東京市ニ於テ適當ノ場所ニ陳列シテ公衆ノ展覽ニ供シ或ハ之レヲ印行スルコトアルベシ
- 但シ本文ノ展覽又ハ印行ヲ希望セラレザル競技者ハ特ニ其旨ヲ明示スベシ
- 第十九條 建築物ハ鉄骨構造ノ見込ニシテ総工費ハ七十万円以内ノ予定トス
- 第二十條 競技者ニハ参考ノ為メ左記ノ線図（ラインドロウイング）及書類ヲ理事長ヨリ送付スベシ
- 一、公会堂新築敷地其付近市街図及地層断面図
  - 二、線図（ラインドロウイング）及公会堂ニ要スル室数面積等ノ希望
  - 三、競技者心得書
- 第二十一條 設計其他ニ就キテノ質疑ハ凡テ理事長宛書留郵便ヲ以テ承合スベシ
- 質疑ニ対シテ其都度質疑者ニ回答スルト同時ニ他ノ競技者ニ之ヲ通知スルモノトス
- 第二十二條 提出セラレタル設計ハ審査前ニ於テハ相当ナル注意ヲ払ヒ之ヲ保管スベシト雖モ万一損害ヲ生ジタルトキハ事務所ニ於テハ其賠償ノ責ニ任セザルモノトス

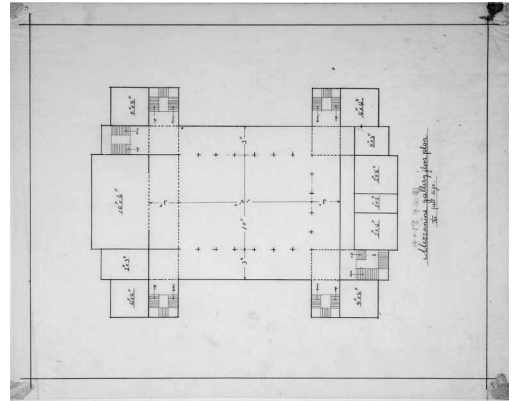
### 大阪市公会堂新築設計指名競技者心得

- 一、建築敷地ハ大阪市北区中ノ島公園東部点線区画内トス
- 但シ添付図及市街図面等参照
- 一、敷地内ノ土質ハ別紙地層断面図ニ示スガ如シ
- 一、建物ハ耐震耐火ノ希望ヲ有スルト同時ニ東方ヲ正面トシタシ
- 一、別紙（ラインドロウイング）ニ記セル各室ノ数及面積ハ希望ノ大要ヲ示スニ過ギズト雖モ総建坪ハ七百坪以内トス
- 一、半地中階ハ随所、手広キ酒場（バー）、小使室、下駄置場、便所其他之ニ類スル用ニ供ス
- 一、一階広堂ハ奏楽用演説用、其他大集会ノ場合ニ於テ約三千人ノ聴衆若シクハ観覧人ヲ容レ得ルノ希望ナルモ広堂ニハ段階席ヲ設置セズ
- 一、二階広堂ニ於テハ約五百人ノ会食ヲ為シ得ル外ニ百人迄ノ会食ヲナシ得ル室ト之ニ相当スル大休憩室、一階中二階二階ヲ通シテ数個ノ控室及便所其他昇降機、暖房機設置ノ用意ヲ望ム
- 一、透視図ハ添付図面ニ指定セル箇所ヲ駐立点（スタンディングポイント）トシ（ワットマン、ダブルエレファント）大トナス可シ
- 一、図面ノ彩色及陰影ハ空想ニ流レザル限り競技者ノ任意トス
- 一、図面ハ凡テ原図紙ヲ用ヒ墨入ヲナシ寸法ハ日本尺ヲ用ユベシ
- 但シ数字ハ此限ニ非ズ又止ムヲ得ザル外国語ハ片仮名ヲ以テ記載スルコトヲ得
- 一、図面ノ記入法ハ番号符号等ヲ用キズ直接其位置ニ記入スベシ
- 一、署名ニ代フル暗号ハ図面ノ各葉ニ記入スベシ
- 一、設計書類ヲ郵送スル場合ニ於ケル紙力筒ノ製作ハ郵便規則ニ依ルベキハ勿論郵送中容器ノ破損又ハ表記ノ汚損剥離等ナキ様注意スベシ
- 一、競技者ノ利便ヲ図ル為メ大阪市中ノ島一丁目財団法人公会堂建設事務所ノ外明治四十五年十月廿九日ヨリ同三十一日正午迄ニ東京市内ニ臨時設置スベキ出張所ニ於テ設計ヲ受理スベシ

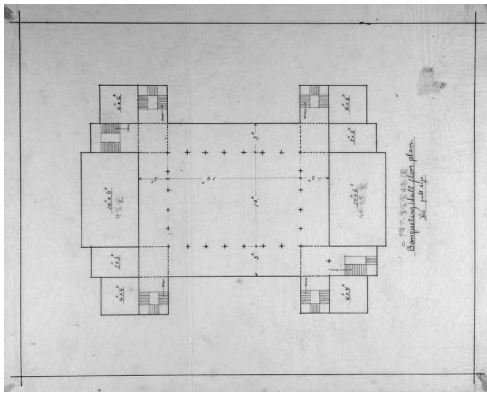
資料図版



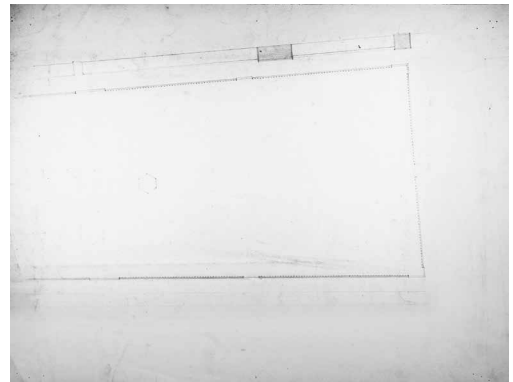
0001 ラインドローイング



0001-1 ラインドローイングより中2階平面図  
(1 / 300)



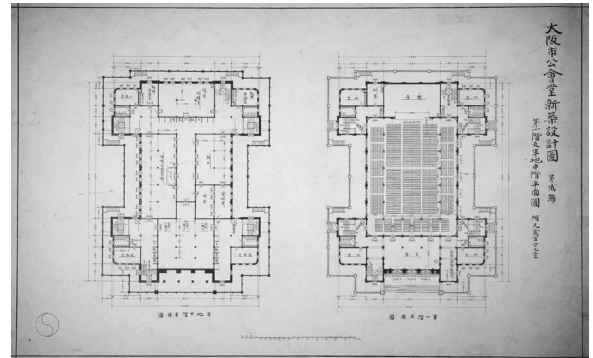
0001-2 ラインドローイングより第2階平面図  
(1 / 300)



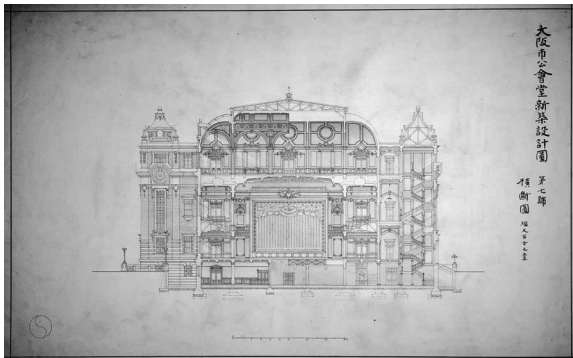
0001-3 配置図下書



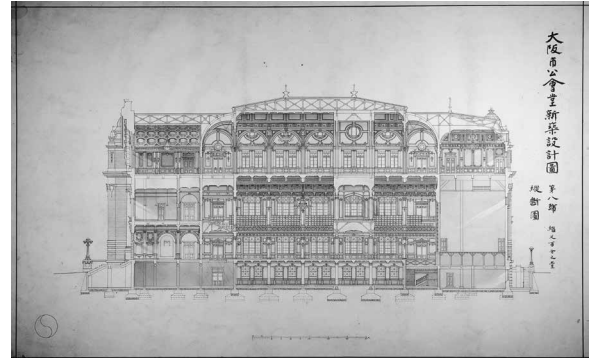
0101 岡田信一郎案 大阪市公会堂新築設計図  
第九号 透視図



0102 岡田信一郎案 大阪市公会堂新築設計図 第二号  
第一階及半地中階平面図 縮尺二百分之一



0103 岡田信一郎案 大阪市公会堂新築設計図  
第七号 横断面 縮尺百分之一

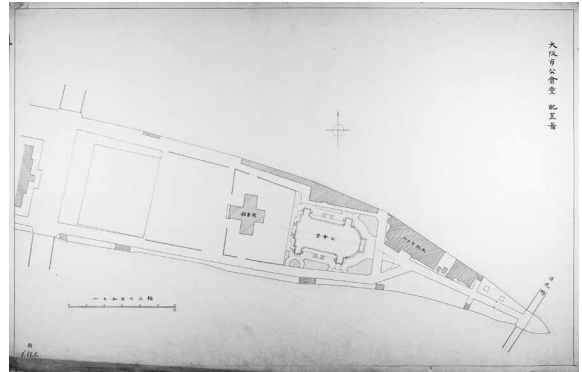


0104 岡田信一郎案 大阪市公会堂新築設計図  
第八号 縦断面 縮尺百分之一

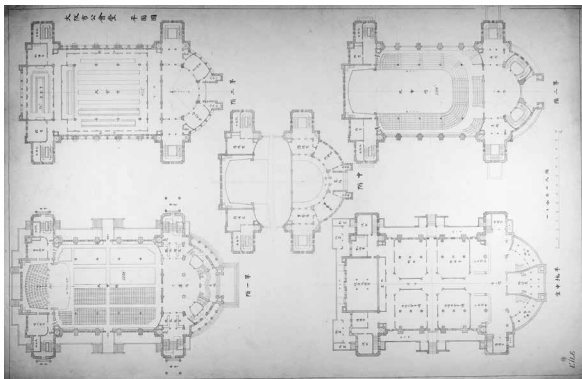
資料図版



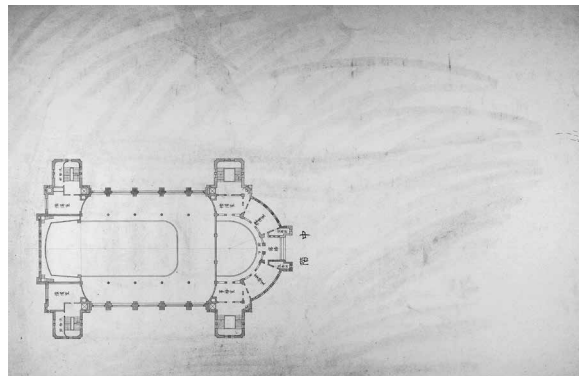
0201 長野宇平治案 大阪市公会堂 透视图



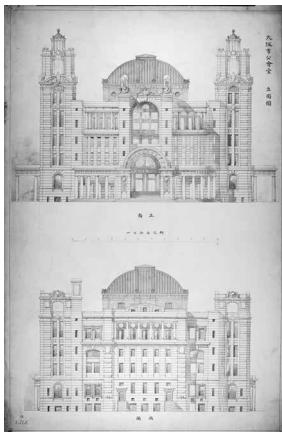
0202 長野宇平治案 大阪市公会堂 配置図  
縮尺六百分之一



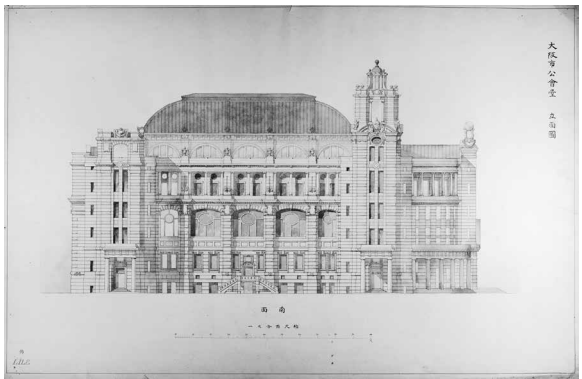
0203 長野宇平治案 大阪市公会堂 平面図 半地中室・  
第一階・中階・第二階・第三階



0204 長野宇平治案 [大阪市公会堂 平面図] 中階



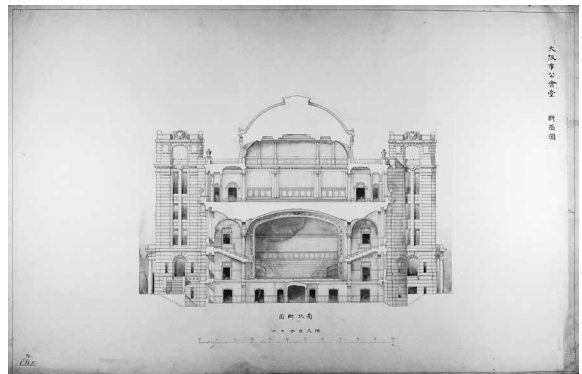
0205 長野宇平治案  
大阪市公会堂  
立面図 正面・西面  
縮尺百分之一



0206 長野宇平治案 大阪市公会堂 立面図 南面  
縮尺百分之一

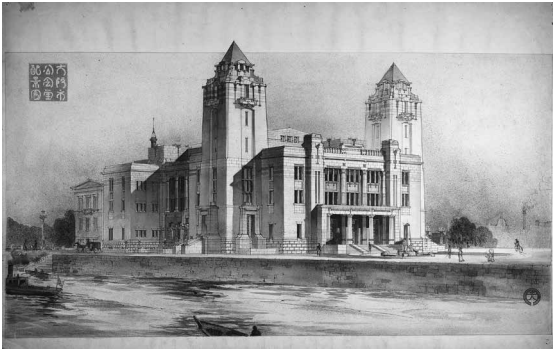


0207 長野宇平治案 大阪市公会堂 断面図 東西断面  
縮尺百分之一

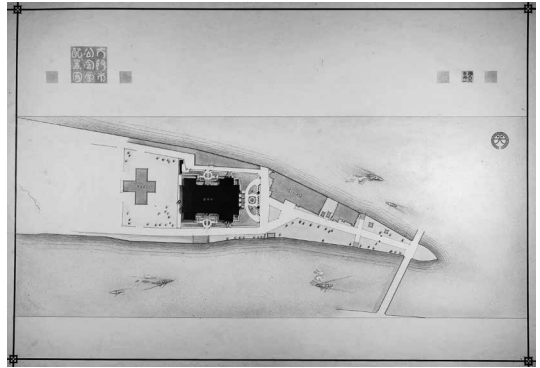


0208 長野宇平治案 大阪市公会堂 断面図 南北断面  
縮尺百分之一

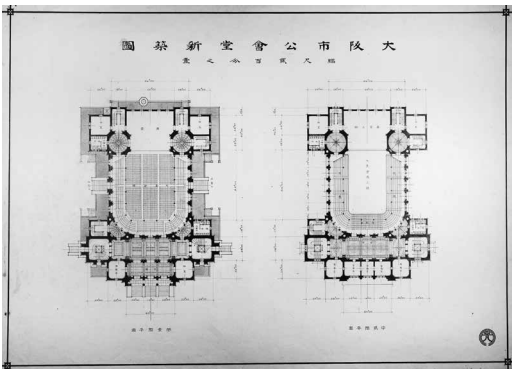
資料図版



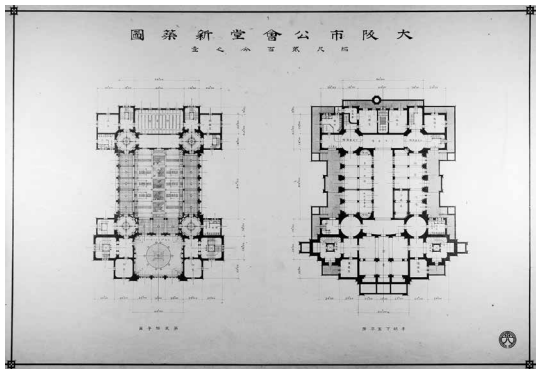
0301 矢橋賢吉案 大阪市公会堂 配景図



0302 矢橋賢吉案 大阪市公会堂 配置図  
縮尺六百分一



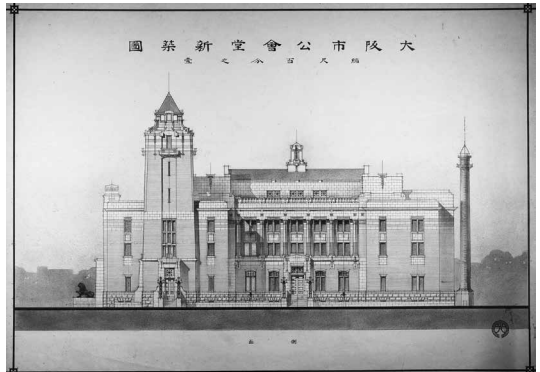
0303 矢橋賢吉案 大阪市公会堂新築図 第一階平面・  
中二階平面 縮尺二百分之一



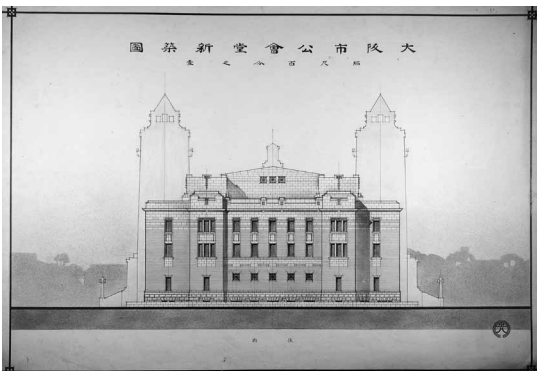
0304 矢橋賢吉案 大阪市公会堂新築図 第二階平面・  
半地階平面 縮尺二百分之一



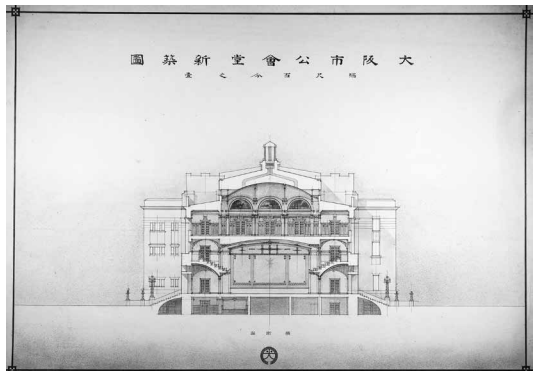
0305 矢橋賢吉案 大阪市公会堂新築図 正面 縮尺百分之一



0306 矢橋賢吉案 大阪市公会堂新築図 側面  
縮尺百分之一

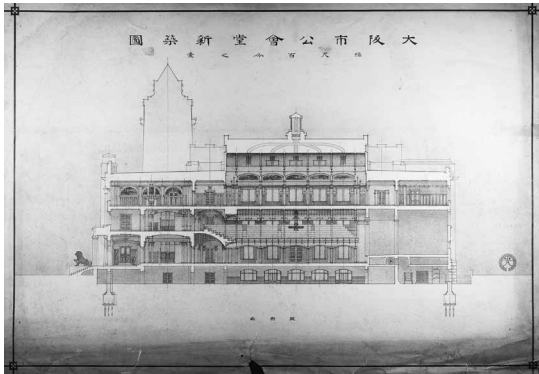


0307 矢橋賢吉案 大阪市公会堂新築図 後面  
縮尺百分之一

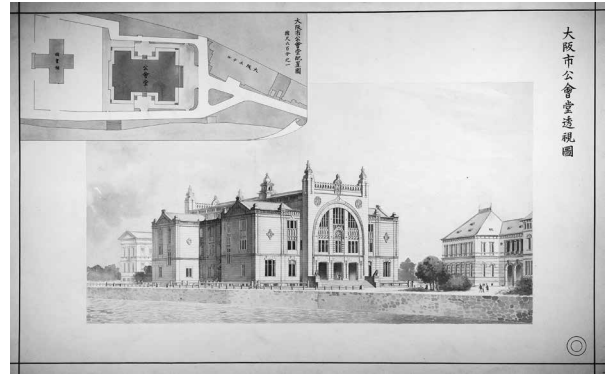


0308 矢橋賢吉案 大阪市公会堂新築図 横断面  
縮尺百分之一

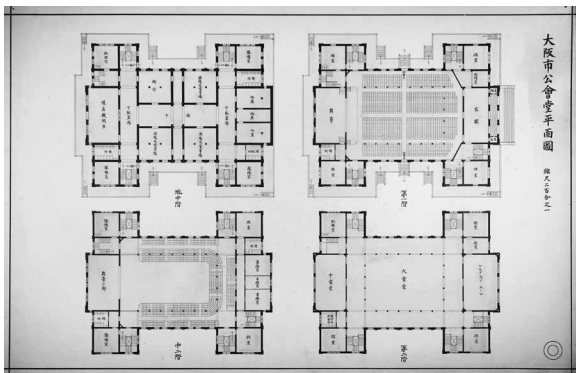
資料図版



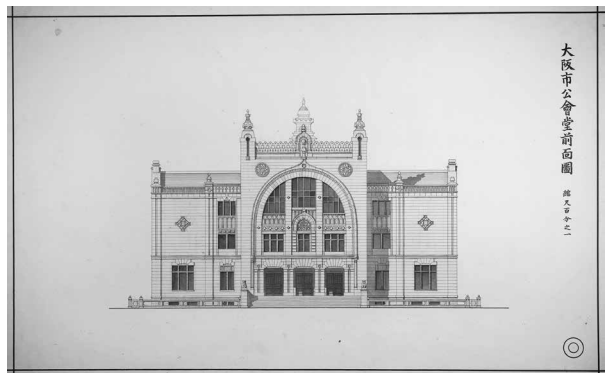
0309 矢橋賢吉案 大阪市公会堂新築図 縦断面  
縮尺百分之一



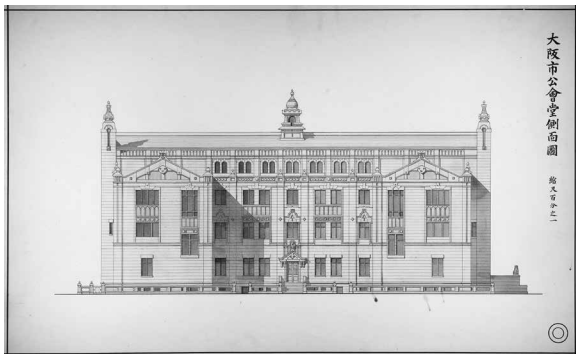
0401 伊東忠太案 大阪市公会堂 透視圖/  
大阪市公会堂 配置図 縮尺六百分之一



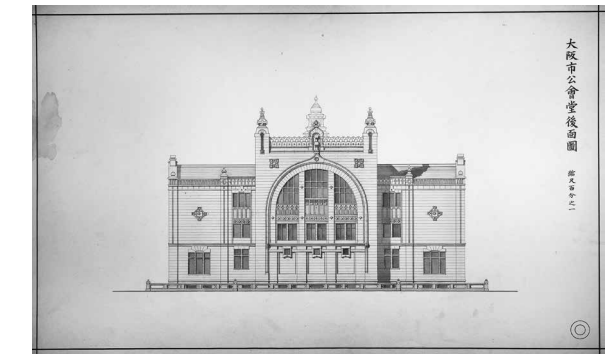
0402 伊東忠太案 大阪市公会堂 平面圖 地中階・  
第一階・中二階・第二階 縮尺二百分之一



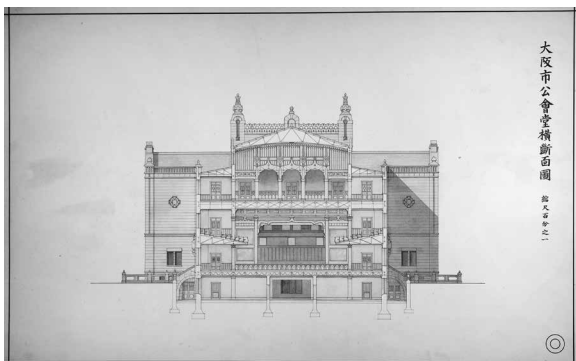
0403 伊東忠太案 大阪市公会堂 前面圖 縮尺百分之一



0404 伊東忠太案 大阪市公会堂 側面圖 縮尺百分之一



0405 伊東忠太案 大阪市公会堂 後面圖 縮尺百分之一



0406 伊東忠太案 大阪市公会堂 橫断面圖 縮尺百分之一

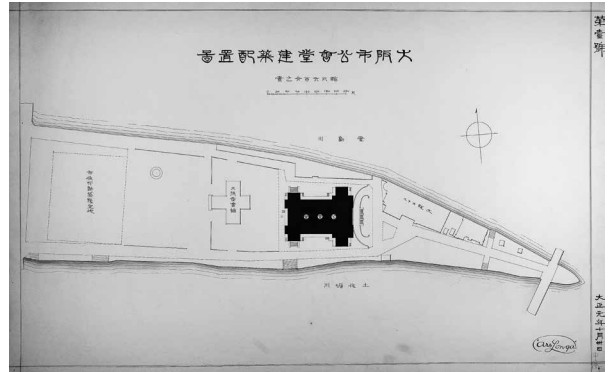


0407 伊東忠太案 大阪市公会堂 縦断面圖 縮尺百分之一

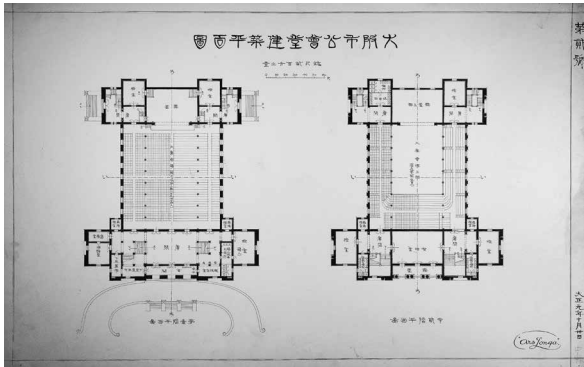
資料図版



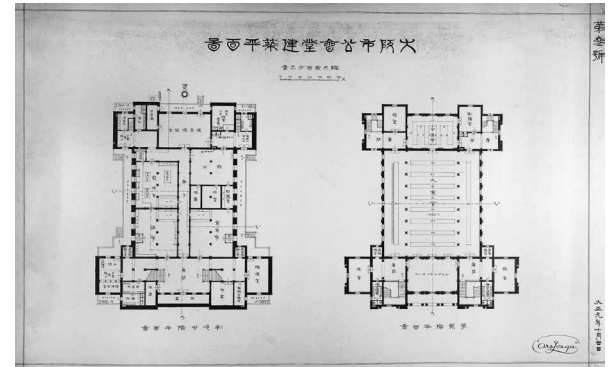
0501 中條精一郎案 大阪市公会堂建築 配景図 第九号  
大正元年十月三十日



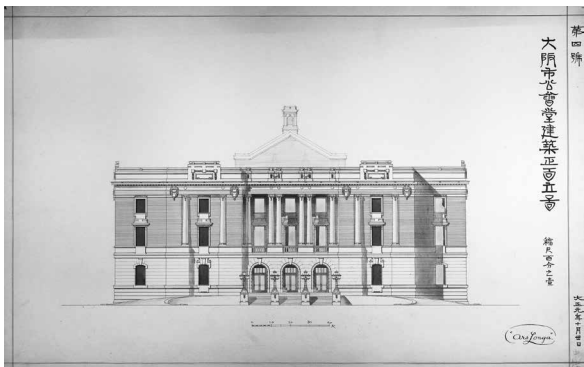
0502 中條精一郎案 大阪市公会堂建築 配置図  
縮尺六百分之一 第一号 大正元年十月三十日



0503 中條精一郎案 大阪市公会堂建築 平面図 第一階平面図・中二階平面図 縮尺二百分之一 第二号 大正元年十月三十日



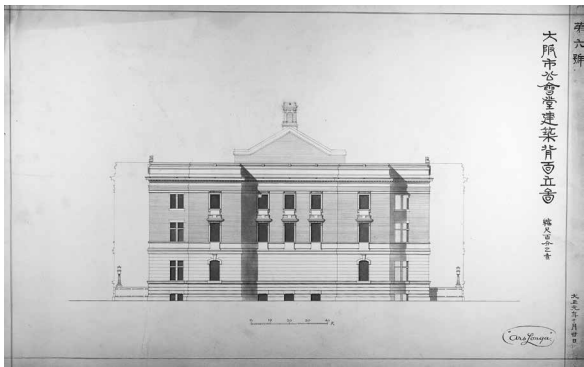
0504 中條精一郎案 大阪市公会堂建築 平面図 半地中階平面図・第二階平面図 縮尺二百分之一 第三号 大正元年十月三十日



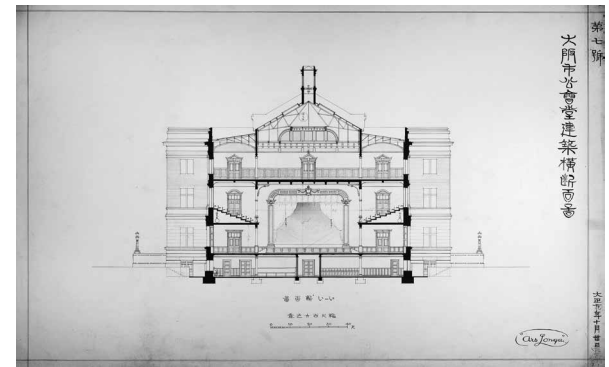
0505 中條精一郎案 大阪市公会堂建築 正面立図 縮尺百分之一 第四号 大正元年十月三十日



0506 中條精一郎案 大阪市公会堂建築 側面立図 縮尺百分之一 第五号 大正元年十月三十日

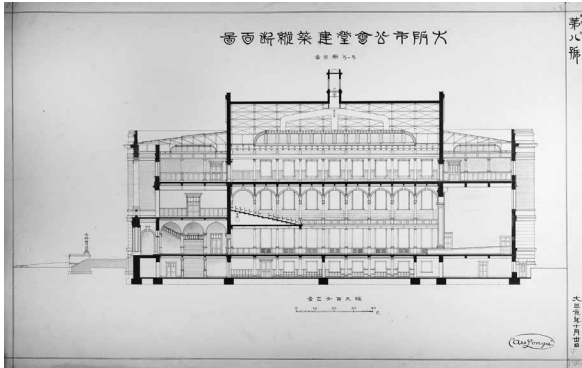


0507 中條精一郎案 大阪市公会堂建築 背面立図 縮尺百分之一 第六号 大正元年十月三十日



0508 中條精一郎案 大阪市公会堂建築 横断面図 い—い断面図 縮尺百分之一 第七号 大正元年十月三十日

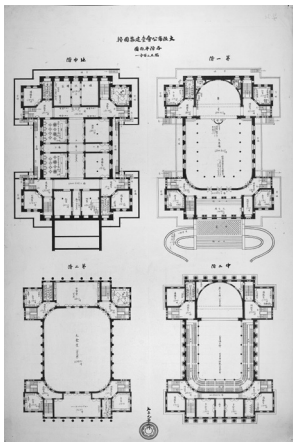
資料図版



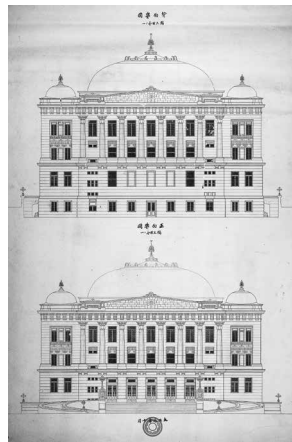
0509 中條精一郎案 大阪市公会堂建築 縦断面図 ろーろ断面図 縮尺百分之一 第八号 大正元年十月三十日



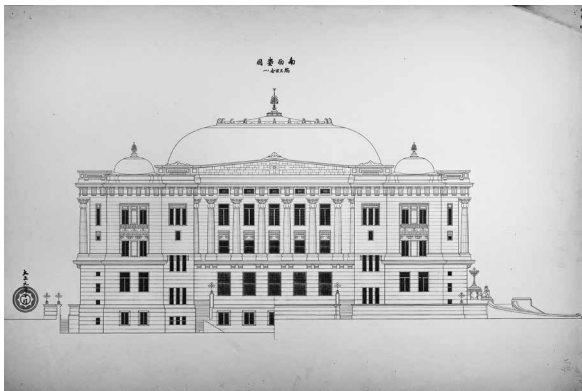
0601 大江新太郎案 [大阪市公会堂] 配景図 大正元年十月



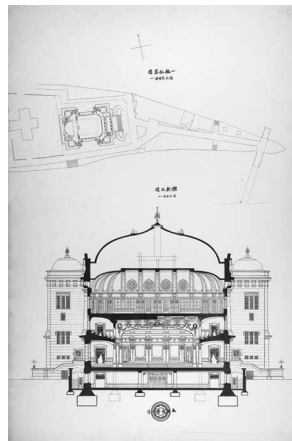
0602 大江新太郎案 大阪市公会堂建築図案 各階平面図 縮尺二百分ノ一 地中階・第一階・中二階・第二階 大正元年十月



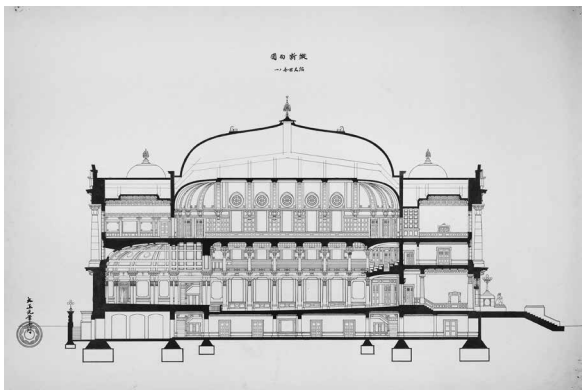
0603 大江新太郎案 [大阪市公会堂] 背面姿図 縮尺百分ノ一・正面姿図 縮尺百分ノ一 大正元年十月



0604 大江新太郎案 [大阪市公会堂] 南面姿図 縮尺百分ノ一 大正元年十月



0605 大江新太郎案 [大阪市公会堂] 一般配置図 縮尺六百分ノ一・横断面図 縮尺百分ノ一 大正元年十月

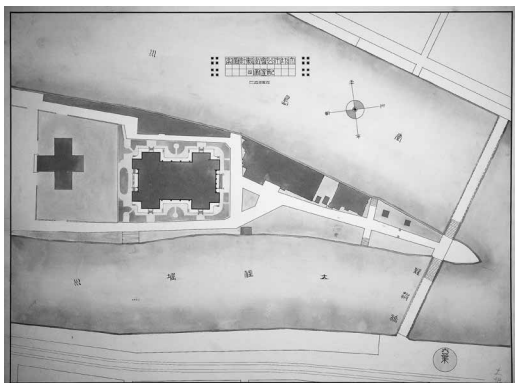


0606 大江新太郎案 [大阪市公会堂] 縦断面図 縮尺百分ノ一 大正元年十月

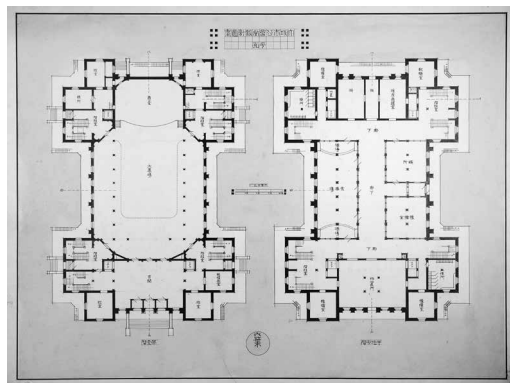


0701 大澤三之助案 大阪市公会堂設計図案 透視図

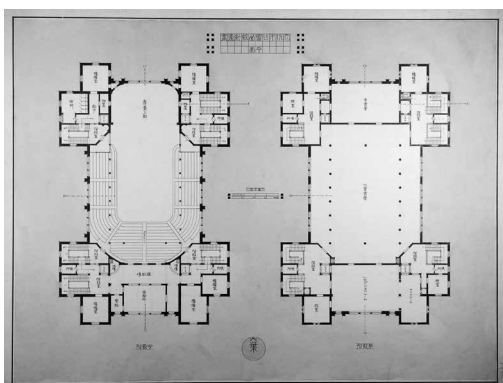
資料図版



0702 大澤三之助案 大阪市公会堂設計図案 配置図 六百分之一



0703 大澤三之助案 大阪市公会堂設計図案 平面 第一階・半地中階 二百分之一



0704 大澤三之助案 大阪市公会堂設計図案 平面 中二階・第二階 二百分之一



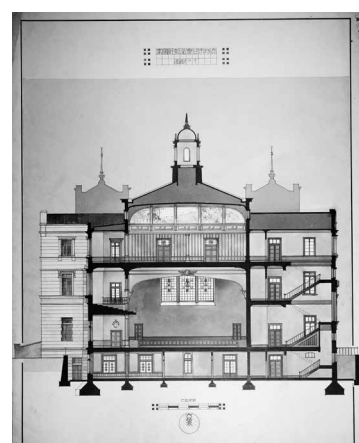
0706 大澤三之助案 大阪市公会堂設計図案 側面 百分之一



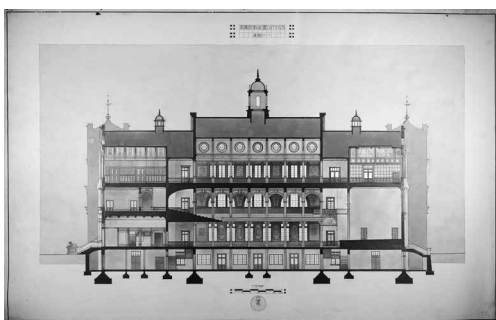
0705 大澤三之助案 大阪市公会堂設計図案 正面 百分之一



0707 大澤三之助案 大阪市公会堂設計図案 背面 百分之一



0708 大澤三之助案 大阪市公会堂設計図案 入口断面 百分之一

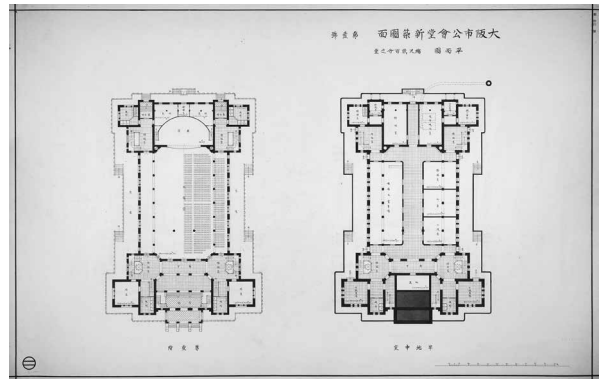


0709 大澤三之助案 大阪市公会堂設計図案 八二断面 百分之一

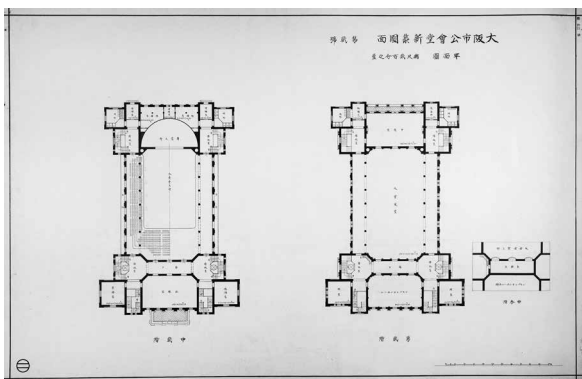
資料図版



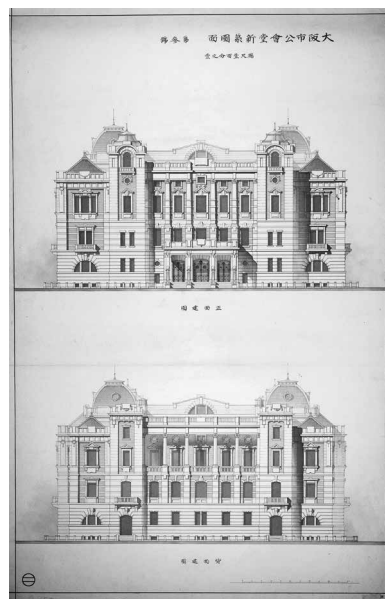
0801 片岡安案 大阪市公会堂新築図面 第七号 配景図



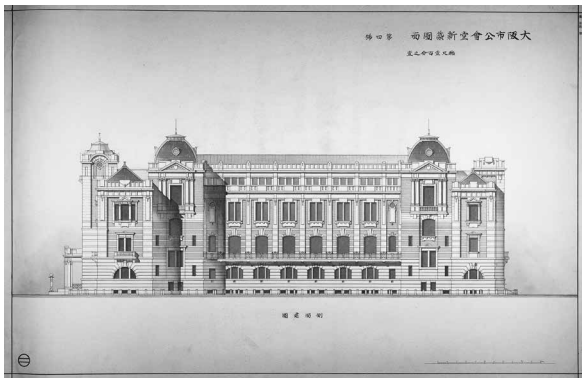
0802 片岡安案 大阪市公会堂新築図面 第一号 平面図  
縮尺二百分之一 半地中階・第一階



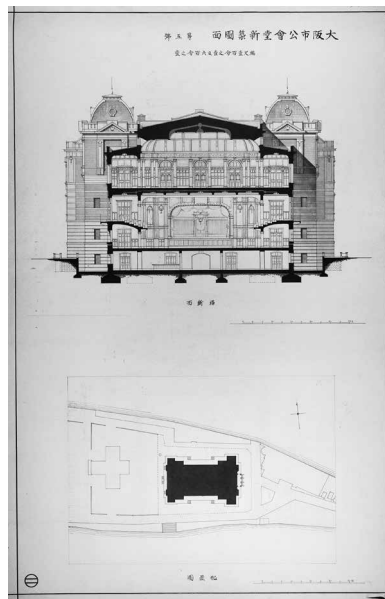
0803 片岡安案 大阪市公会堂新築図面 第二号 平面図  
縮尺二百分之一 中二階・第二階・中三階



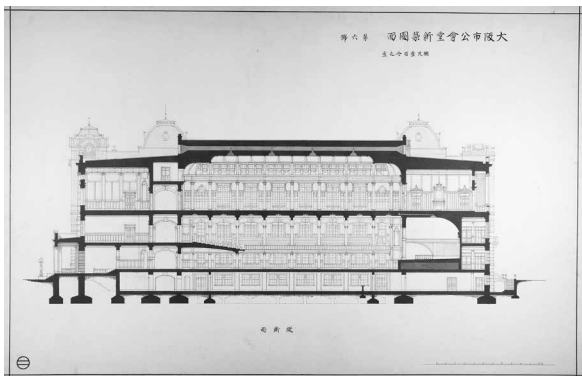
0804 片岡安案 大阪市公会堂新築図面 第三号 正面建図・背面建図 縮尺一百分之一



0805 片岡安案 大阪市公会堂新築図面 第四号 側面建図  
縮尺一百分之一



0806 片岡安案 大阪市公会堂新築図面 第五号 横断面  
縮尺一百分之一 配置図

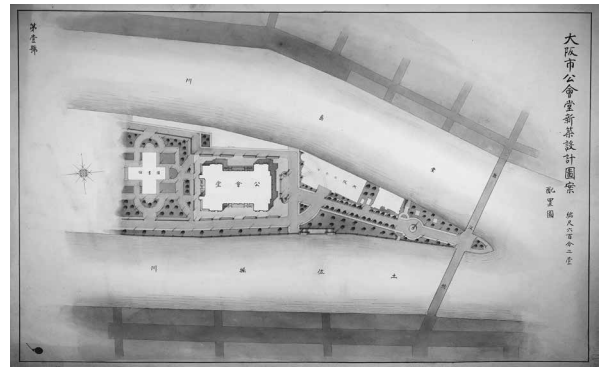


0807 片岡安案 大阪市公会堂新築図面 第六号 縦断面  
縮尺一百分之一

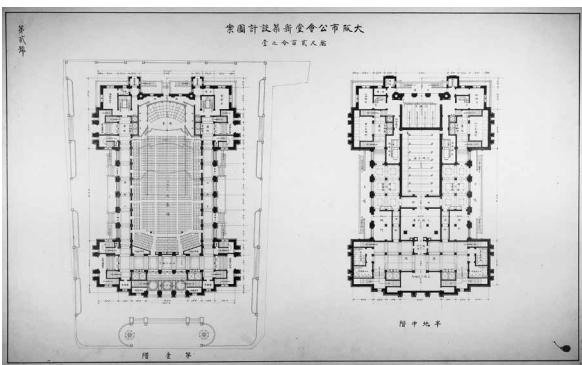
資料図版



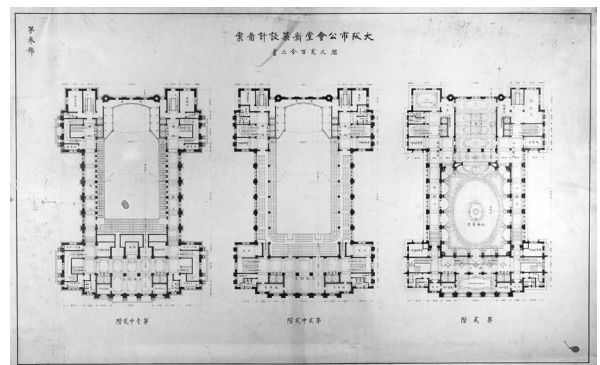
0901 田邊淳吉案 大阪市公会堂配景図 第九号



0902 田邊淳吉案 大阪市公会堂新築設計図案 第一号 配置図 縮尺六百分之一



0903 田邊淳吉案 大阪市公会堂新築設計図案 第二号 縮尺二百分之一 半地中階・第一階



0904 田邊淳吉案 大阪市公会堂新築設計図案 第三号 縮尺二百分之一 第一中二階・第二中二階・第二階



0905 田邊淳吉案 大阪市公会堂新築設計図案 第四号 正面図 縮尺百分之一



0906 田邊淳吉案 大阪市公会堂新築設計図案 第五号 側面図 縮尺百分之一

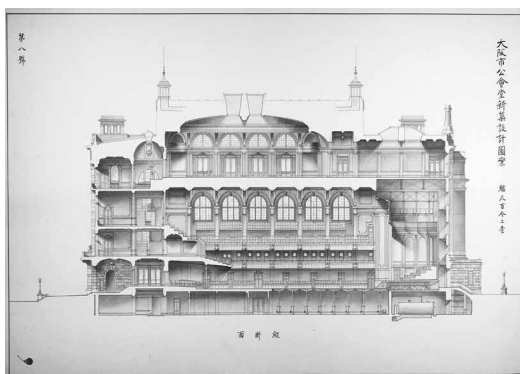


0907 田邊淳吉案 大阪市公会堂新築設計図案 第六号 背面図 縮尺百分之一



0908 田邊淳吉案 大阪市公会堂新築設計図案 第七号 横断面 縮尺百分之一

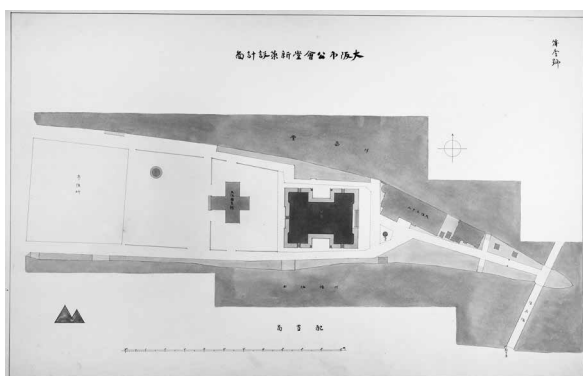
資料図版



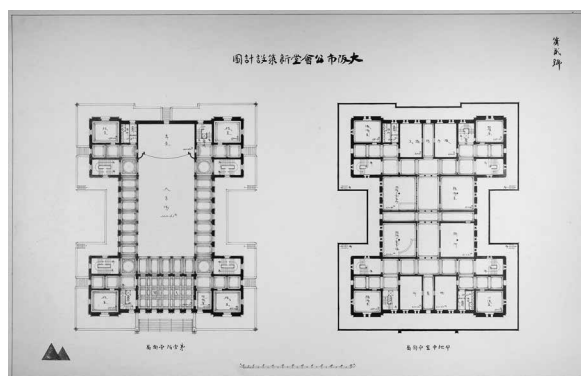
0909 田邊淳吉案 大阪市公会堂新築設計図案 第八号 縦断面 縮尺百分之一



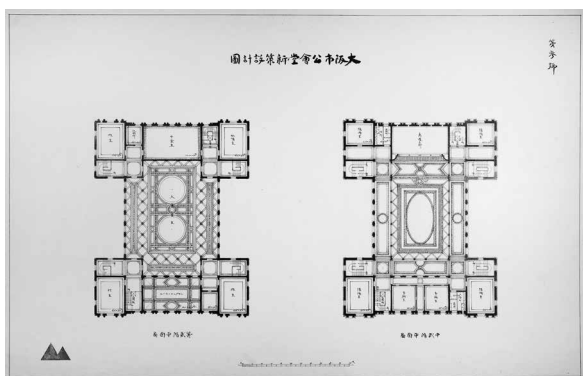
1001 武田五一案 大阪市公会堂新築設計図 第九号 透視図



1002 武田五一案 大阪市公会堂新築設計図 第一号 配置図



1003 武田五一案 大阪市公会堂新築設計図 第二号 半地中室平面図・第一階平面図



1004 武田五一案 大阪市公会堂新築設計図 第三号 中二階平面図・第二階平面図



1005 武田五一案 大阪市公会堂新築設計図 第四号 正面建図



1006 武田五一案 大阪市公会堂新築設計図 第五号 側面建図

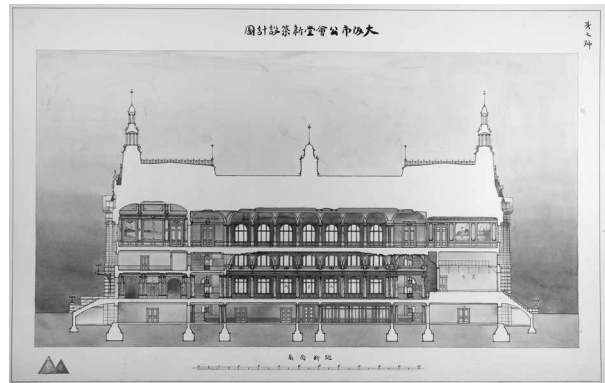


1007 武田五一案 大阪市公会堂新築設計図 第六号 後面建図

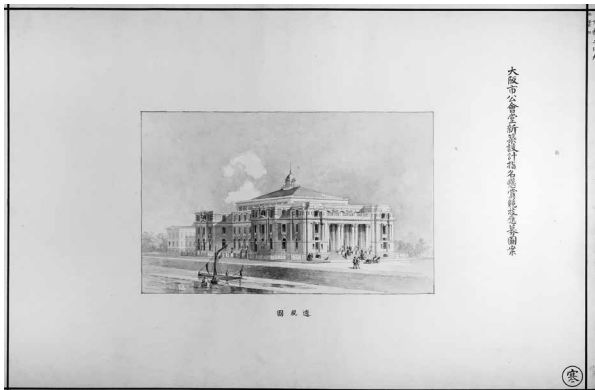
資料図版



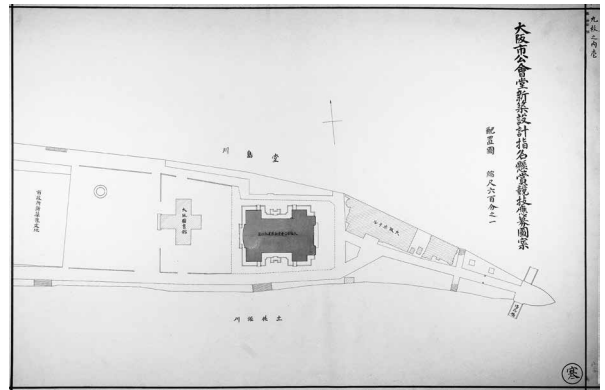
1008 武田五一案 大阪市公会堂新築設計図 第八号 横断面図



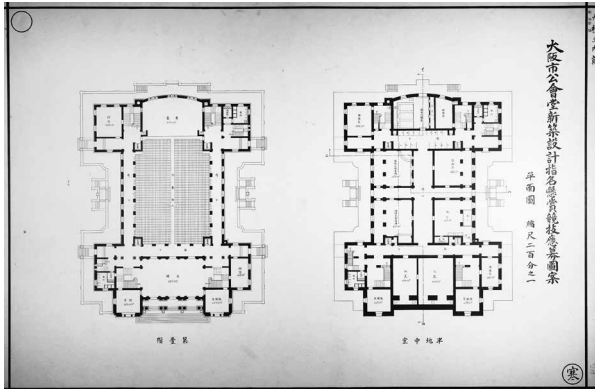
1009 武田五一案 大阪市公会堂新築設計図 第七号 縦断面図



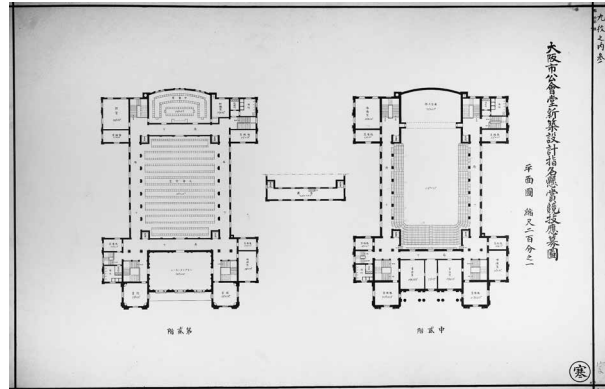
1101 宗兵蔵案 大阪市公会堂新築設計指名称懸賞競技応募図案 透視図 九枚之内九



1102 宗兵蔵案 大阪市公会堂新築設計指名称懸賞競技応募図案 配置図 縮尺六百分之一 九枚之内一



1103 宗兵蔵案 大阪市公会堂新築設計指名称懸賞競技応募図案 平面図 縮尺二百分之一 半地中室・第一階 九枚之内二



1104 宗兵蔵案 大阪市公会堂新築設計指名称懸賞競技応募図案 平面図 縮尺二百分之一 中二階・第二階 九枚之内三



1105 宗兵蔵案 大阪市公会堂新築設計指名称懸賞競技応募図案 立面図 縮尺百分之一 東/正面 九枚之内四

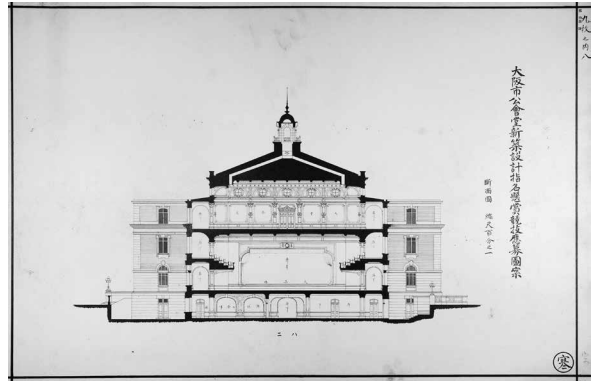


1106 宗兵蔵案 大阪市公会堂新築設計指名称懸賞競技応募図案 立面図 縮尺百分之一 北/側面 九枚之内五

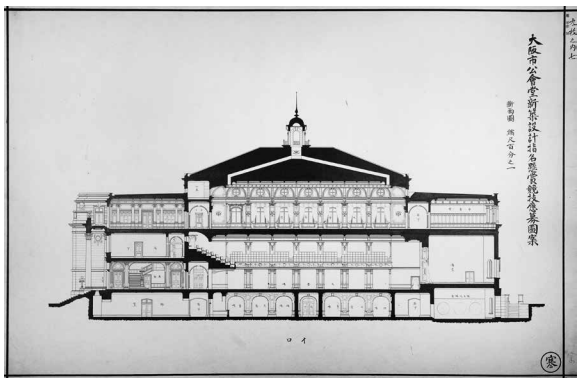
資料図版



1107 宗兵蔵案 大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案 立面図 縮尺百分之一 西/背面 九枚之内六



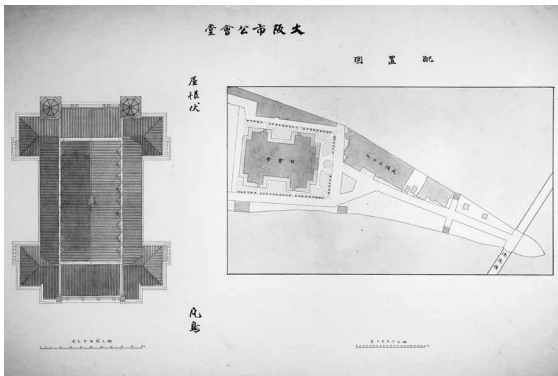
1108 宗兵蔵案 大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案 断面図 縮尺百分之一 九枚之内八



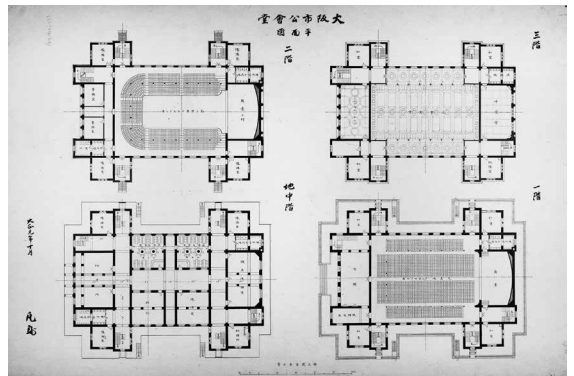
1109 宗兵蔵案 大阪市公会堂新築設計指名懸賞競技応募図案 断面図 縮尺百分之一 九枚之内七



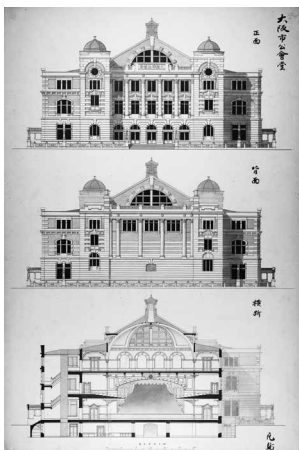
1201 塚本靖案 大阪市公会堂 透視図 大正元年十月



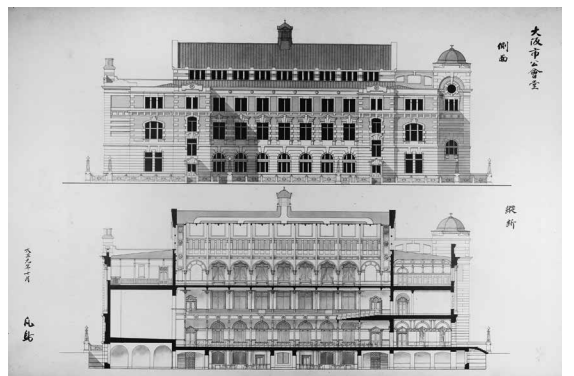
1202 塚本靖案 大阪市公会堂 配置図 縮尺六百分之一 屋根伏 縮尺二百分之一



1203 塚本靖案 大阪市公会堂 平面図 縮尺二百分之一 地中階・一階・二階・三階 大正元年十月



1204 塚本靖案 大阪市公会堂 正面・背面・横断 縮尺百分之一

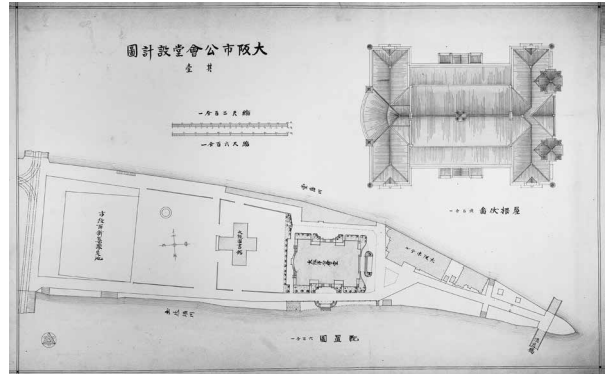


1205 塚本靖案 大阪市公会堂 側面・縦断 [縮尺百分之一] 大正元年十月

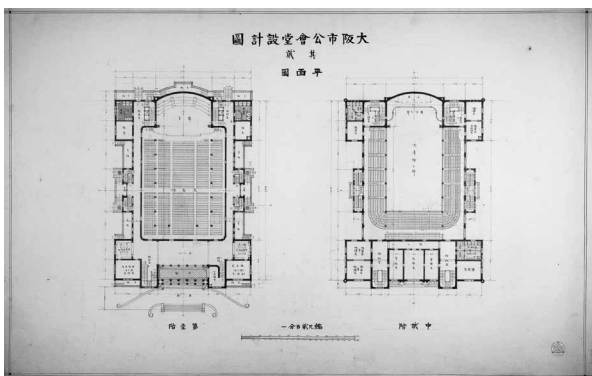
資料図版



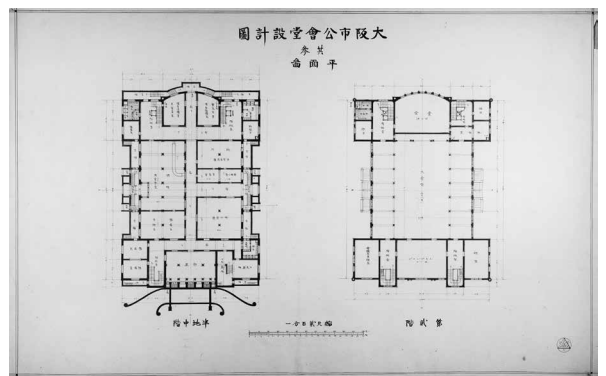
1301 古宇田實案 大阪市公会堂 配景図



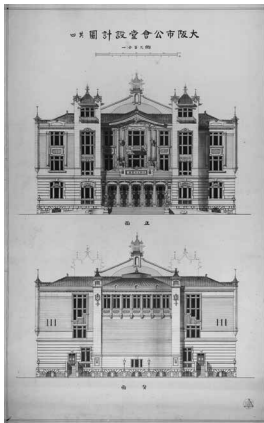
1302 古宇田實案 大阪市公会堂設計図 其一 配置図 縮尺六百分一 屋根伏図 縮尺二百分一



1303 古宇田實案 大阪市公会堂設計図 其二 平面図 縮尺二百分一 第一階・第二階



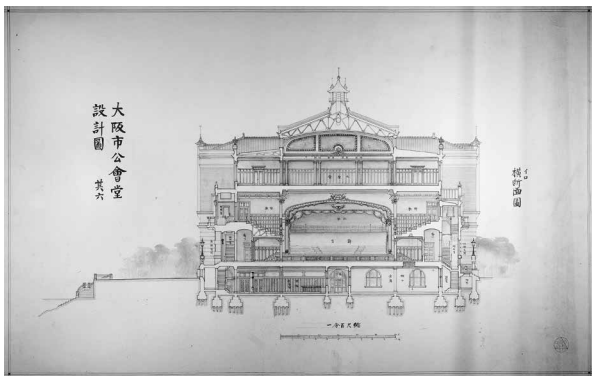
1304 古宇田實案 大阪市公会堂設計図 其三 平面図 縮尺二百分一 半地中階・第二階



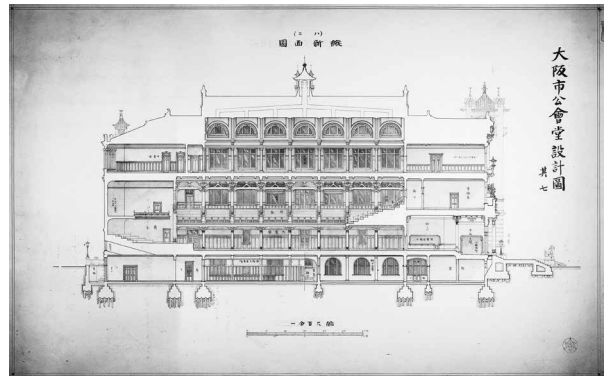
1305 古宇田實案 大阪市公会堂設計図 其四 正面・背面 縮尺百分一



1306 古宇田實案 大阪市公会堂設計図 其五 側面図 縮尺百分一



1307 古宇田實案 大阪市公会堂設計図 其六 横断面図縮尺百分一



1308 古宇田實案 大阪市公会堂設計図 其七 (八二)縦断面図 縮尺百分一